

平成 25 年 3 月 6 日開会

第 1 回定例会会議録

美波町議会

見 出 表	頁
3 月 6 日 (水)	
■ 議長開会の挨拶	7
■ 町長提案理由の説明	9
■ 議案審議	32
3 月 7 日 (木)	
休会	
3 月 8 日 (金)	
休会	
3 月 9 日 (土)	
休会	
3 月 10 日 (日)	
休会	
3 月 11 日 (日)	
■ 一般質問	
・ 3 番議員	46
町政への取組の成果と今後に向けて (今後について)	
・ 11 番議員	50
町政について	
防災対策 (公助の役割) について	

見 出 表	頁
・ 12 番議員	66
美波町内の公共施設の耐震診断、改修工事について	
・ 7 番議員	69
行政の成果について	
病院及び保健センターについて	
教育委員会の会議録について	
3 月 14 日（木）	
■ 委員会報告	85
■ 発議	91
■ 閉会中の継続調査申出書について	94

平成 25 年 3 月 6 日 美波町議会第 1 回定例会を美波町役場議場に招集された。

1、応召議員は次のとおりである。

2 番	江本 昇	3 番	影山 美雄	4 番	川尻 竹藏
5 番	永本善次郎	6 番	丸龍 孝敏	7 番	北山 朝彦
8 番	向山 篤宏	9 番	岩瀬 公	10 番	坂口 進
11 番	寺下 博子	12 番	新開 悦博	13 番	舛田 邦人

1、不応召議員は次のとおりである。

な し

1、出席議員は次のとおりである。

2 番	江本 昇	3 番	影山 美雄	4 番	川尻 竹藏
5 番	永本善次郎	6 番	丸龍 孝敏	7 番	北山 朝彦
8 番	向山 篤宏	9 番	岩瀬 公	10 番	坂口 進
11 番	寺下 博子	12 番	新開 悦博	13 番	舛田 邦人

1、本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 木里 茂樹

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	濱 浩治
会計管理者兼会計課長	谷口 和江	総務企画課長	磯野 晴幸
住民生活課長	岩瀬 和夫	保健福祉課長	花木美名子
税 務 課 長	丸岡 武	建 設 課 長	鈴木 義勝
産業振興課長	今津 秀貴	消防防災係長	橋本 一晴
水 道 課 長	中林 伸次	住 民 室 長	藤井 隆司
地域振興室長	小坂 進	日和佐病院事務長	岡本 照彦
由岐病院事務長	木本 節	教 育 次 長	海司 広幸
学校教育課長	武田 和幸	社会教育課長	鶴木 敏夫
教育委員長	原田 村美	監 査 委 員	青木 昭夫

1. 会議事件は次のとおりである。

【報告】 1 件

報告第 1 号 株式会社道の駅日和佐の事業報告について

【計画変更議案】 1 件

議案第 4 号 過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて

【町道路線認定議案】 1 件

議案第 5 号 町道路線の認定について

【指定管理者の指定議案】 1 件

議案第 6 号 美波町玉厨子農村公園の指定管理者の指定について

【条例議案】 21 件

議案第 7 号 美波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（条例第 1 号）

議案第 8 号 美波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について（条例第 2 号）

議案第 9 号 美波町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
(条例第 3 号)

議案第 10 号 美波町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
(条例第 4 号)

議案第 11 号 美波町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について（条例第 5 号）

議案第 12 号 美波町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について（条例第 6 号）

議案第 13 号 美波町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
(条例第 7 号)

議案第 14 号 美波町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について（条例第 8 号）

議案第 15 号 美波町水道法施行条例の制定について（条例第 9 号）

議案第 16 号 美波町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 10 号）

- 議案第 17 号 美波町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 11 号）
- 議案第 18 号 美波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 12 号）
- 議案第 19 号 美波町職員ゝ給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 13 号）
- 議案第 20 号 美波町子ども未来創造教育基金条例の制定について
（条例第 14 号）
- 議案第 21 号 美波町学校施設における夜間照明施設の設置及び管理に関する条例の制定について（条例第 15 号）
- 議案第 22 号 美波町町民グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 16 号）
- 議案第 23 号 美波町立日和佐幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 17 号）
- 議案第 24 号 美波町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 18 号）
- 議案第 25 号 美波町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
（条例第 19 号）
- 議案第 26 号 美波町都市計画審議会条例の制定について（条例第 20 号）
- 議案第 27 号 美波町飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定について
（条例第 21 号）

【補正予算議案】 6 件

- 議案第 28 号 平成 24 年度 美波町一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 29 号 平成 24 年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 4 号）
- 議案第 30 号 平成 24 年度 美波町公共下水道事業特別会計予算（第 3 号）
- 議案第 31 号 平成 24 年度 美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 32 号 平成 24 年度 美波町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 33 号 平成 24 年度 美波町病院事業会計補正予算（第 5 号）

【当初予算議案】 13 件

- 議案第 34 号 平成 25 年度 美波町一般会計予算
- 議案第 35 号 平成 25 年度 美波町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 36 号 平成 25 年度 美波町住宅改良資金貸付特別会計予算
- 議案第 37 号 平成 25 年度 美波町育英奨学金貸付事業特別会計予算
- 議案第 38 号 平成 25 年度 美波町赤河内財産区特別会計予算

議案第 39 号	平成 25 年度	美波町簡易水道事業特別会計予算
議案第 40 号	平成 25 年度	美波町漁業集落排水事業特別会計予算
議案第 41 号	平成 25 年度	美波町公共下水道事業特別会計予算
議案第 42 号	平成 25 年度	美波町介護保険事業特別会計予算
議案第 43 号	平成 25 年度	美波町国民健康保険阿部診療所特別会計予算
議案第 44 号	平成 25 年度	美波町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 45 号	平成 25 年度	美波町水道事業会計予算
議案第 46 号	平成 25 年度	美波町病院事業会計予算

【追加議案】 1 件

議案第 47 号 平成 24 年度 美波町一般会計補正予算（第 6 号）

【発議議案】 2 件

発議第 1 号 美波町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

発議第 2 号 美波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

3月6日(水)

(時に 9時00分)

議

長 おはようございます。本日、平成25年第1回美波町議会定例会が、招集されましたところ、議員各位には何かとご多忙の折、ご出席下さいましてありがとうございます。

本定例会は、平成25年度の一般会計をはじめ、各特別会計の当初予算また、数多くの議案を審議する重要な議会であります。平成25年度に関する町政運営の諸施策につきましては、後ほど町長から説明がございますが、議員各位には慎重にご審議下さいまして、適切な議決が得られますよう、格段のご配慮をお願い申し上げます。

只今の出席議員は11名(3番議員欠席)です。定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回美波町議会定例会を開会いたします。

(時に 9時00分)

議

長 会議に先立ちまして諸般の報告を行います。1月21日第1回臨時議会及び全員協議会を開催しました。広報特別委員会が1月21日・23日・24日開催しました。1月26日美波町商工会合併調印式に議長が出席しました。2月1日 全員協議会を開催しました。2月4日全員協議会・第2回臨時会を開催しました。2月18日阿南安芸自動車道等の早期完成について、海部郡・安芸郡議長連合会が、徳島県・高知県選出の国会議員に、19日には、国土交通省に要望活動及び要望書を提出してきました。2月20日、徳島県市町村トップセミナーが開催され、議長、副議長、監査委員が出席しました。2月26日、海部老人ホーム町村組合・海部郡特別養護老人ホーム事務組合・海部郡衛生処理事務組合・海部消防組合の平成25年第1回定例議会が開催され、議長が出席しました。2月28日、平成25年第1回の議会運営委員会を開催し、委員7名と、委員外議員5名が出席し、提出議案等について審議いたしました。2月28日、公共交通特別委員会を開催し、デマンド型の乗り合いタクシーについて協議を行いました。2月28日第64回徳島県町村議会定期総会が開催され議長が出席しました。以上で、諸般の報告を終わります。

本日の会議を開きます。

日程第1会議録署名議員の指名を議題といたします。会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、議長において指名いたします。

5番永本議員、6番丸龍議員 両名を指名いたします。

日程第2会期決定の件を議題といたします。会期につきましては、去る2月28日に議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長より、ご報告お願い致します。

委員長

1 2 番 議 員

おはようございます。議会運営委員長報告を行います。さる2月28日議会運営委員会を開催いたしました。委員7名の出席の下、理事者側からは影治町長・山路副町長・磯野総務企画課長の出席を求め、平成25年美波町議会第1回定例会に上程予定の議案内容につきまして慎重に審議いたしました。結果、会期は本日3月6日より3月14日までの9日間に開催することに決定いたしました。

今回の議会運営委員会までに提出されている陳情書は、違法な生体移植を禁ずることを求める陳情書・米軍機オスプレイの低空飛行訓練中止を求める意見書の提出に関する陳情書・緊急事態基本法の早期制定を求める意見書の提出を求める要望書・核兵器全面禁止条約締結に関する意見書提出についての陳情書につきましては、内容等をコピーし委員または委員外議員に配布いたしました。なお一般質問の通告は、本日の正午までといたしておりますので、ご承知おき願いたいと思います。以上、議会運営委員長報告を終わります。

議

長

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月14日までの9日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって会期は本日から3月14日までの9日間と決定いたしました。なお、会議予定につきましては、お手元にご配布の日程表により進めたいと思いますのでご了承願います。

日程第3町長提案理由説明を議題といたします。本定例会に提出されております議案は、一覧表にありますとおり報告1件、計画変更議案1件、町道路線認定議案1件指定管理者の指定議案1件、条例議案21件、平成24年度補正予算議案6件、平成25年度当初予算議案13件、計44件であります。これを一括して議題といたします。

影治町長に、提案理由の説明を求めます。

町

町長

長 おはようございます。啓蟄が過ぎ、厳しかった冬の寒さも緩み始め、一雨ごとに春の気配が感じられるような季節となりました。今年も将来に夢を持つ子ども達の卒業・進学・就職と、新しい人生に向かっての歩みが始まろうとしている本日、平成25年美波町議会第1回定例会を招集致しましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中、ご出席を賜りご審議を頂けますこと大変有り難く存じているところでございます。

本定例会におきましてご審議をお願いする議案については、2月28日の議会運営委員会において説明を致しました報告1件及び計画変更議案1件、町道路線認定議案1件、指定管理者の指定議案1件、条例関係の議案21件、平成24年度の一般・特別・企業会計の補正予算に関する議案6件、平成25年度一般・特別・企業会計の当初予算に関する議案13件の計43件の議案を提出しているところでございます。

議案説明に先立ちまして、年度の始めとなることから、町政の取組みに対する一端を述べ、議員各位のご理解とご指導を賜りたいと存じます。

昨年末に発足した自公連立政権は、本年1月には日本経済再生に向けた緊急経済対策を閣議決定し、2月には大型補正予算を成立させるなどデフレ脱却を目指す経済政策を積極的に推進しています。市場もこうした政府の動きに好感し、円安、株高で現在推移しているところでありますが、地方財政や私たち過疎地域の雇用、景気などを取り巻く環境は、まだまだ好転する気配を見せていません。

ご承知のとおり、本町の財政構造は国・県補助金や地方交付税などに大きく依存しており、今後の国等の動向によっては厳しい財政運営を強いられかねず、創意と工夫を凝らした財政の健全性確保の取組みと慎重な行財政運営が必要となっております。

平成25年度の予算編成においては、持続可能な財政運営を念頭に置きつつ、本年8月に私の任期が満了することから、下半期に事業着手となる新規事業については、当初予算への計上を控えさせていただいたところでもあります。一方で、2月に成立した国の補正予算に関連する各種事業については、地域の元氣臨時交付金をはじめとする有利な財源が確保された事業について、前倒しして平成24年度補正予算に計上いたしましたところでもあります。従いまして、実質上の平成25年度事業は、平成

24年度補正予算と平成25年度当初予算を合わせた13ヶ月予算で実施していくこととなります。

平成25年度は、1.医療体制の整備推進 2.防災・減災対策の推進（地域防災力の強化を含む） 3.交流人口の拡大と地域の活性化 4.生活維持公共交通システムの構築 5.子育て支援の拡充 6.サテライトオフィス誘致 7.水道未普及地域の解消の7項目を重点事業として集中的に取り組むことといたしております。また、平成25年度が今後10年間の町政運営の指針となる第2次美波町総合計画の初年度にあたることから、25年を合併後の草創期を経てさらなる発展・飛躍を遂げていく出発・節目の年と位置づけ、職員共々初心を忘れることなく基本に立ち返り、日々住民の皆様のために何ができるかという視点をもって、知恵を出し汗を流して、職務に邁進してまいりたいと決意も新たに致しているところでありますので、議員の皆様の一層のご理解とご協力ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは昨年12月議会以後の町政の動きと、各課・室における事務事業の進捗状況について申し上げます。はじめに総務企画課関係でございますが、サテライトオフィス誘致関係では、今後の展開として、新たなサテライトオフィスの誘致が望まれるところであり、私も今年2月初めに企業誘致のお礼と新たな誘致を兼ねて、東京の企業へのトップセールスを行って参ったところであります。3月19日には、大阪のIT企業が美波町へ視察に来ていただけることとなっております。今後とも、徳島県や関係機関との連携を図り、新たなサテライトオフィス誘致に取り組んで参りたいと考えております。

第2次美波町総合計画策定についてであります。基本構想となる原案の作成のため、昨年12月から1月までの間に各課・室長により内容の検討を行うと共に課長会による検討会議を3回開催いたしております。この基本構想の原案を基に、2月25日に第2回の総合計画審議会を開催し、ご意見を頂いたところであります。今後は、頂いたご意見を基本構想に反映すると共に、基本計画の策定にも取り組んで行くことといたしております。

業務の完了時期については、当初予定いたしておりました3月中の完成は非常に難しいことから、繰越しさせて頂き、より良い総合計画として平成25年度の出来るだけ早い時期に策定をさせて頂ければと思っておりますので、ご理解の程よろしくお願

をいたします。

美波町立病院建設事業につきましては、昨年12月に基本設計・実施設計を一般公募したところ、3社の参加をいただきました。美波町立病院建設設計業務プロポーザル審査委員会による第1次審査を12月26日に行い、第2次審査を2月14日に行いまして、京都府の「株式会社 内藤建築設計事務所」を最優秀者に、大阪府の「株式会社 久米設計大阪支社」を優秀者と決定いたしました。その後、最優秀者と2月28日に契約交渉を行い、3月4日に50,925千円、請負率78.78%で契約し、履行期間は3月5日から12月27日までといたしております。

今後は、2病院を再編し新病院を建設することから、各病院のスタッフとのヒアリングを重点的に行い、6月頃を目処に基本設計を完了する予定といたしております。また、保健センター（仮称）については、現在整備方針の原案を作成中であり、3月中には検討委員会においてご審議頂く予定としており、基本設計・実施設計を本年8月に発注予定といたしております。

病院建設に当たりましては、建設財源となります地域医療再生臨時特例交付金の交付条件として平成25年度内の工事着手が義務づけられていることから、非常にタイトなスケジュールではありますが、鋭意取り組んで参りますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

地域公共交通関係では、高齢者や自動車運転免許を持たない方々の、通院や買い物などの交通確保を図るため、昨年から検討をいたしておりましたデマンド型乗合タクシーの実証運行について、今年3月から4月にかけて運行手続きを行い、5月頃から日和佐地区で実施する予定といたしております。区域は、日和佐地区中心部から半径約3キロメートル以内の範囲として、主に現在実施いたしておりますタクシー助成の対象とならない方々を対象としております。年齢等の制限を設けず、区域内であれば1回300円の負担で、戸口から戸口への移動が出来ることと致しております。なお、実証運行でありますので、利用者数の状況なども踏まえ、必要に応じて見直しを行うことといたしております。地域公共交通につきましては、高齢化が進む中、住民の方々の移動手段を確保するため、この実証運行を含め鋭意取り組んで参りたいと考えております。

町政懇談会については、今年に入ってから1月に大戸、弁才天、外磯町、2月には井ノ上、奥潟、中村町の計6町内会にお

いて実施いたしております。

地域がキャンパス推進事業については、2月26日に由岐公民館において、徳島文理大学と四国大学の学生さんによる平成24年度「地域がキャンパス」推進事業報告会が開催されました。報告会では、美波町の文化伝統行事を活かした活性化策の提案や水産業のリスク分散の調査結果及び提案などを頂いたところでもあります。この地域がキャンパス推進事業については、地域、大学及び行政の連携の下、若者の発想や視点を活かした新たな地域活性化への取り組みとして来年度も引き続き行って参りたいと考えております。

職員研修については、2月20日に午前、午後の2回に分けて、コンプライアンス研修を行いました。職員による不祥事などの防止に向け、臨時・非常勤職員も含めた全職員のサービスの徹底や、職員の更なる法令遵守意識の啓発を図るための研修といたしております。この研修を踏まえ、公務員としての倫理観、使命感を持ち職務にあたるよう、職員意識の高揚を図って参りたいと考えております。

昨日、新聞報道がされた田井団地訴訟についてでございますが、これは旧由岐町時代に町が造成した宅地を、平成元年に住宅建設用地として購入した住民から、地盤沈下により建物に変状が生じたとして、平成15年6月に訴状が提出された損害賠償請求事件であります。平成21年7月に第1審の判決があり、判決内容は請求額26,646,600円に対し、被告「美波町」は原告に対し、「6,592,200円と、これに対する平成15年3月16日から支払い済まで年5分による遅延損害金の支払いと訴訟費用の4分の1を支払え」との判決内容でありました。

この判決に対し、原告及び被告側の双方から控訴状が提出され、高松高等裁判所においてその控訴審の判決が平成22年12月20日に出されました。その判決内容は美波町は原告に対し、「4,066,237円と、これに対する平成15年3月16日から支払い済まで年5分による遅延損害金の支払いと訴訟費用の5分の1を支払え」との判決でありました。第1審判決に比べ、美波町の損害賠償額が2,500千円余りが減少し、訴訟費用についても負担割合が減少した判決内容でありました。この控訴審の判決に対し、平成22年12月29日に原告側から上告状兼上告受理申立書が提出され、美波町からも上告状兼上告受理申立書を提出し、最高裁判所の判断を待つことと

いたしておりました。

この度、2月28日付けで最高裁判所の決定が出され、原告側の上告を棄却及び上告不受理の決定と被告側に対しても上告不受理の決定がなされました。このことにより、高松高等裁判所の判決が確定したこととなります。今後は、損害賠償の支払い手続きを早急に進めさせて頂くことといたしております。

次に、支所における総務企画関係でございますが、簡易木造工作物による体験交流施設の試作品製作については、株式会社つみきハウス分の納入が完了し、由岐漁港木岐地区東用地に据付けを完了しております。また、由岐地区の白地図作成業務については、1月7日に株式会社ファルコンと1,299,900円で契約を締結し、現在、地図データの変更をほぼ終え、役場内での確認作業を残すところとなっております。

次に、保健福祉課関係でございますが、去る2月2日に美波町地域自殺対策緊急強化事業として、地域活動支援センターとみたと美波町の共催により「第6回とみた支援アワーありがとう～届けいのちのメッセージ」と題し、講演会及び体験発表会を開催いたしました。第1部の講演会では、ゴスペル歌手市岡裕子氏をお招きし「人生あきらめたらあかん！ー苦しいときこそ夢と希望と音楽とー」と題し、トーク&ゴスペルコンサートを、第2部では精神障害者によります「わたしの大事にしていること」と題して体験発表会を開催いたしました。

当日は約200名余りのご来場があり、泣いたり笑ったりのひとつの中、自分を見つめ直す機会、また元気をもらう機会になったのではないかと考えております。また、「ストレス解消だ！さあ心と身体を動かそう！！」と題して、ストレス予防教室を4回シリーズで開催いたしました。教室の内容は「ヨガ」「コラージュづくり」「小物づくり」「リフレッシュ体操」を実施し、延約50名の参加がありました。ストレス時代の昨今、毎日の生活とうまく向き合いながら免疫力アップにつながり毎日の生活に張りを取り入れるきっかけづくりになったと考えております。

次に、国民健康保険事業では、2月7日に平成24年度美波町国民健康保険運営協議会を開催し、美波町国民健康保険の現状と平成24年度国民健康保険特別会計予算の執行状況、平成25年度国民健康保険特別会計当初予算（案）、第2期特定健診・特定保健指導実施計画についてご審議いただき、ご承認を頂いたところでございます。

次に、産業振興課関係でございますが、平成25年の迎春イベントとして、例年同様「ひわさ冬まつり」が開催されました。城山では、新春を迎えると同時に「賀正」の文字の点灯、初日の出を見ようと大浜海岸を訪れた方々への「迎春汁」の接待・日和佐太鼓創作会の勇壮な「初日の出ライブ」を行いました。今年も、大浜海岸を訪れた人が多く、用意していた400食の「迎春汁」があっという間に無くなるほどの好評でありました。今年も初日の出は、雲の影響で水平線から昇らなかったものの、雲の間から初日の出が拝め、大勢の初詣客や帰省客の皆さんには喜んで頂けたものと思っております。

第4回千羽海崖コースタル・トレイルランニングレースが、1月20日（日）に過去最多の586人の参加を得て開催され、海を望める珍しいコースということもあり、県外からの参加者も多く、交流人口の拡大にもつながりました。

海部3町で組織する南阿波よくばり体験推進協議会が行っている体験型観光や修学旅行の受入は、12月12日～13日の広島県海田町立海田西中学校84名を受け入れて、今年度の予定を終了したところであります。

平成24年度の受入総数は2,684名であり、前年度より412名の増加となっております。また、「全国ほんもの体験フォーラムin徳島」が3月16日～18日の3日間、本県で開催されます。16日にはアスティー徳島で全体フォーラム及び情報交換会が行われますので、議員の皆様方も是非ご参加下さるようお願いを申し上げます。

また、県南部関係といたしまして、牟岐町の海の総合文化センターにおいて17日午前中に2つの分科会が開催されます。第1分科会では「漁業と海の活用により漁業振興を」、第2分科会では「自治体連携とコーディネート組織の運営」と題した分科会が開催されますので、こちらの分科会へも多数ご参加下さるようお願いを申し上げます。また、17日午後と18日には、1泊2日の体験ツアーとして、「南阿波の農家生活体験&カツオのたたき作り体験」など5つの体験メニューを海部郡3町で実施いたしますので、ご支援ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、支所における産業振興関係でございますが、漁港事業関係では、町営伊座利漁港のストックマネジメント調査については、12月26日に入札を行い、株式会社基礎建設コンサルタントが8,977,500円、請負率94.82%で落札し、

工期を平成25年3月29日といたしております。現在、現地での調査をほぼ終え、調査内容の解析、報告書の集計を行っているところであります。

県工事関係では、昨年に引続いて実施している県営由岐漁港・由岐地区の通称「流れ川」護岸の改良工事については、10月下旬にストックマネジメント事業分及び県単事業分の2工事が発注され、その内、県単事業分が2月9日に竣工しております。ストックマネジメント事業分の鋼矢板打設分については、現在も工事が継続中ですが、残りのエプロン等保全工事の発注時期については、来年度以降になる見込みとのこととなります。

広域漁港整備事業については、機能保全対策が必要な志和岐地区、阿部地区、木岐地区の防波堤の沈下対策工事の実施設計委託業務の発注に向け、準備を行っている聞いております。

水産関係では、本町の漁業者をはじめ徳島大学、徳島県水産研究所、ならびに美波町で組織する「美波の海の恵み研究会」で取り組んでおりますヒジキの養殖試験につきましては、昨年12月22日、徳島県水産研究所の指導のもと、東由岐と西由岐漁協の組合員をはじめ、徳島大学の学生等が参加して、ヒジキ種苗の挟み込み、ならびに沖出しを行いました。

60m×50mの枠を由岐湾沖に2箇所設置し、ヒジキの苗を挟んだ50mのロープ10本、計500mを取り付けております。今後、2カ所合計で1m当たり5キロ、全体で5,000キロのヒジキの生産を予定しております。また、田井ノ浜におきましては、枠を設けず竹を使って50mの種苗ロープ2本を試験設置しております。また、ヒジキの養殖試験に関連して、去る2月24日、魚食振興ならびにヒジキの養殖試験のPRを兼ねて、ぽっぽレストランにおきまして、ワンデイシェフを実施いたしました。今回は、昨年4月に収穫した養殖ヒジキを用いて「ひじきの混ぜごはん」を22食を試作・販売し、僅かではありましたが、売り上げから材料費等を差し引いた純利益を、海の恵み研究会の活動費に充てて頂く予定としております。

平成22年7月から、陸上閉鎖循環養殖実験を行っているクエについてであります。昨年12月27日に株式会社中徳を経由して3匹の活魚形態での販売を試みております。大きい方は2匹で3.4kg、1kg当たり4,500円の計15,300円、小さい方は1匹1.3kgで、1kg当たり2,700円の3,510円で販売できましたので、合計額を雑入として納入して

おります。ただ、買い手の希望としては2 kg以上、出来れば3 kgサイズをとという感想があったとのことでありました。今後のクエの養殖試験につきましては、志和岐漁協とも協議のうえ、手放す時期を模索したいと考えております。

次に、建設課関係であります。はじめに町工事についてご報告をいたします。県単治山事業の木岐35号線路面工事は、3月末完了予定といたしております。徳島県林業飛躍基金事業の林道新発谷線開設工事は、1月18日に入札執行し、有限会社井上建設が24,967,950円で落札いたしました。請負率は85.99%で、工期は平成25年3月31日までといたしておりますが、繰越予定でございます。橋梁架け替え工事の打越3号線1号橋、総屋敷1号橋は3月末完了予定といたしております。橋梁長寿命化修繕計画の一の坂橋と府内1号橋は、2月末発注し、繰越予定でございます。県単急傾斜地崩壊対策事業の赤松栗作・高原寿夫宅、志和岐天王・奥田幸松宅は3月末完了予定といたしております。農業施設災害は、12月28日に馬路農地と新居屋用水の2件の入札を行いましたが、うち新居屋用水が不調となり、25年度夏以降に再度入札の予定といたしております。なお、落札された馬路農地については、2月末に完了しております。公共土木施設災害の日浦日の地線、久望尾野線、戎町5号線、明丸谷川、惣谷川、星越谷川、藤本谷川の7箇所については、2月末に完了しております。

公共下水道事業の寺前排水区函渠整備工事は、1月18日に入札執行し、1月21日に臨時議会でご承認を頂きました。工期は3月末までと設定しておりますが、繰越承認を頂いた上で8月まで延伸予定でございます。

次に、県工事の主なものについてご報告いたします。まず、道路関係でございますが、赤松由岐線では、赤松耳瀬の岩屋谷付近～手前側墓地付近までの局部改良工事は、6月頃まで繰越予定と聞いております。赤松由岐線久望の山岡奥、久保手前の道路維持修繕は、2月上旬に用地測量のための境界立会をしたと聞いております。日和佐小野線・田井ノ浜の現道改良については、元美波荘付近の側溝は完了したと聞いております。日和佐小野線奥河集会所前から八幡神社付近の舗装修繕工事は、2月上旬に発注し、3月末完了予定と聞いております。由岐大西線の阿部での緊急地方道は、阿部集落のすぐ手前の第1分割は12月末に完了し、西谷橋付近の第2分割は12月中旬に発注し、6月頃まで繰越予定と聞いております。由岐大西線の阿部

でのお水荘付近と、その続きの阿部寄りの測量設計は完了し、阿部寄りの用地測量に着手したと聞いております。由岐大西線の伊座利での災害防止緊急事業は、伊座利バス停から磯田宅付近で3月末に発注予定と聞いております。日浦野田線の道路維持修繕工事は、12月から用地補償に着手し、3月末契約予定と聞いております。日和佐上那賀線山河内西山の玉厨子橋の橋梁修繕工事は、3月末の完了予定と聞いております。日和佐牟岐線山河内明丸の第2展望台付近の道路修繕工事は、第2分割、第3分割ともに繰越予定と聞いております。

次に、河川、砂防、治山関係でございますが、奥潟川総合流域防災事業の3分割で発注した支線の牟井谷川は、25年3月に完了予定で、樋門及び舗装も25年3月の完了予定と聞いております。河川特改では、阿部東川で床止め工事が大きな機械が入れないなど3度の入札不調になっておりますが、25年4月以降発注予定と聞いております。県営の急傾斜地崩壊対策事業は、伊座利小学校裏付近での擁壁、法面工事及び第2分割は3月末の完了予定と聞いております。県営の急傾斜地崩壊対策事業は、日和佐小学校裏付近(奥河内)で測量と地質調査は完了し、設計は繰越予定で、3月中に県と町で協議を行う予定と聞いております。

南海地震対策緊急事業の県単砂防事業で実施している津波避難階段は、伊座利、阿部寺谷、志和岐天王2カ所、東由岐、木岐東、木岐本村2カ所、恵比須浜、奥河内西町、日和佐浦の11カ所のうち、東由岐、恵比須浜、日和佐浦が工事中で、木岐東及び木岐本村と阿部寺谷が3月下旬の発注予定と聞いております。未発注箇所についても準備が整えば発注すると聞いております。山王谷の通常砂防事業は、工事対象者の内諾を頂いたので、砂防指定地の手続き開始したところでありますが、当該地の山林に、徳島県林業公社が地上権を設定している箇所があり、林野庁と地上権抹消手続きの調整中であると聞いております。

海岸防災林造成事業の治山事業で実施している南海地震対策の苫越の防潮堤嵩上げ工事は、3月末の完成予定と聞いております。県単治山事業の田井での護岸工事は、1月上旬に完了しております。県単治山事業の北河内久望での山腹工事は、1月下旬に完了しております。

次に、港湾関係でございますが、日和佐港の海岸高潮対策事業の南防波堤改修工事は、繰越分は25年3月末の完了予定と、

現年分は12月中旬発注し、秋頃まで繰越予定と聞いております。北突堤基部嵩上げ工事は、1月末に発注し3月末完了予定と聞いております。港湾維持補修では、野田製材前の防潮堤の開口部門扉2箇所と、大浜の防潮堤の開口部門扉1箇所をコンクリートで閉鎖する工事を3月末に発注予定と聞いております。

次に、地域高規格道路阿南安芸自動車道については、日和佐道路の田井高架橋付近の2箇所の緊急時に避難可能な通路の防災対策工事については、5月頃まで繰越予定と聞いております。

次に、国道関係でございますが、日和佐川橋耐震補強工事は、2月末に完了したと聞いております。

次に、支所における建設課関係であります。西由岐15号線道路排水改良工事については、2月14日に行った入札が不調となり、設計内容の見直しを行ったうえで施工可能業者と随意契約を締結し、年度内完成に努めてもらうことといたしております。

次に、消防防災課関係であります。1月5日に多数の来賓のご臨席を賜り、平成24年度美波町消防団出初式を挙行しました。日和佐グラウンドに町内16分団が参集し、地域防災の要として心構えを新たにしたところでございます。今年も、木岐小学校のワイキキっ子消防クラブによる軽可搬ポンプ操法が披露され、式典に華を添えてくれました。また、閉式後には日和佐川において一斉放水を実施し、火災出動に備えた活動の一端を住民の方々に見学いただきました。

火災等の消防団の出動状況であります。昨年12月28日に美波町奥河内の観音寺住居部分より出火、1月10日には、県道赤松由岐線の馬路付近の路上において車輛火災が発生、2月25日には、美波町西河内字はりまの空き地より出火し、それぞれの火災現場へは日和佐分団と海部消防組合が出動し、消火にあたった結果、いずれの火災も他に延焼もせず、けが人もなく鎮火いたしました。3月1日から春の火災予防運動が始まっておりますので、火の元には十分気をつけて頂きたいと思っております。

防災関係でございます。12月20日に危機管理プロジェクト幹事会を開催し、個別危機管理マニュアル、防災行政無線整備、地震・津波避難訓練、災害対策本部等の設置、住民懇談会、ハザードマップ、黒潮町視察などについて協議を行っております。地震・大津波避難訓練として12月23日午前7時3

0分から45分かけて避難訓練を実施いたしました。今回の避難訓練は、自主防災会、消防団、役場職員、要援護者支援者などが率先避難者となり、地域住民に対する声かけ避難の訓練といたしております。また、10時から海陽町まぜのおかにおいて、南部圏域防災訓練として大規模災害を想定し、防災関係機関が連携した防災訓練が実施されまして、町内自主防災会から6名が訓練に参加しております。

志和岐老人クラブ主催により1月19日に開催された防災教室に出席し、今回の徳島県の津波浸水想定による志和岐地区の被害の説明、及び地震、津波が起きた時に各自が行うこと、地域で行っていただくこと、町として行っていくことなどの説明をさせていただくとともに、町への要望などもお聞きしました。

由岐小学校5、6年生が昨年8月30日、31日に行った防災キャンプの報告会が1月19日に徳島市で行われました。美波町からも代表者が取り組み状況などについて発表し、意見交換を行っております。

南太平洋で発生した地震により、2月6日14時41分太平洋沿岸部に津波注意報が発令されました。津波到達予想時間は18時00分、予想される津波の高さは0.5mとのものでありますので、住民へ注意報の発令、注意喚起の放送を行い、15時より樋門、陸こうの閉鎖を行い、地域防災計画に基づく動員体制を敷き、職員が警戒に当たりました。由岐の観潮所において20時59分に津波20cmを観測いたしましたが、特段の被害等もなく、22時45分に注意報は解除されております。

昨年、内閣府が公表した津波高が日本一となる最大津波高34mの高知県黒潮町の視察研修を2月15日16日の2日間に渡り行いました。危機管理監補（教育長）以下7名が黒潮町を訪問し、当日は、情報防災課松本課長から黒潮町の取り組みについて説明をいただいたあと、町内の防災関連施設整備等の視察をさせていただきました。この黒潮町の取り組み等で参考となる点については、今後、美波町の取り組みにも活かしていきたいと考えております。

海部郡内において災害が発生した場合に、郡内の町がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的として、2月1日に海部郡3町で海部郡町消防相互応援協定を締結いたしました。また、2月27日には、大規模な災害が発生した際に、日

用品等の物資を調達する必要がある場合に、調達可能な物資の供給を目的として、NPO 法人コメリ災害対策センターと応援協定を締結いたしました。

次に、入札関係でございますが、平成24年度都市防災総合推進事業によるハザードマップ作成委託業務の入札を1月17日に執行し、ニタコンサルタントが21,945,000円で落札しました。請負率は93.53%で工期は平成25年3月31日までですが、繰越予定としております。また、2月4日には4件の入札執行を行い、美波町コミュニティーホール避難階段整備工事は24,349,500円、請負率86.69%で本田建設有限会社が、防災基地・2号避難路整備工事は31,500千円、請負率95.15%で有限会社楠本組が、1・3号避難路整備工事は17,976千円、請負率99.89%で西山組が、由岐中学校裏避難階段整備工事は9,870千円、請負率91.35%で有限会社西前工務店がそれぞれ落札いたしました。工期は各工事ともに平成25年3月31日までであります。いずれも繰越予定としております。なお、平成23年度からの繰越事業の都市防災総合推進事業による防災基地舗装工事は3月5日に竣工し、3月27日に記念式典を開催する予定で準備をしております。記念式典にはドクターヘリに離着陸していただき、離着陸訓練、ヘリ見学会なども計画いたしております。

次に、教育委員会関係でございますが、1月3日に、平成24年度美波町成人式をコミュニティーホールにおきまして開催いたしました。本年の新成人該当者は、男子46名、女子43名の合計89名でありましたが、そのうち男子35名、女子34名の計69名の出席がございました。

また、学校給食におきましては、週2回、徳島市の業者から給食パンを配送していただいておりますが、この業者が今年度末で給食事業から撤退するとの申し入れがありました。これを受けまして、パンを製造、配送していただける業者を探しており、現在、海陽町にある業者と交渉中であります。

新春恒例の由岐駅伝競走大会が、1月2日（水）由岐青年会主催により開催されました。徳島駅伝にも海部郡の選手として出場された立命館大学の久保祐介さんをお招きし、全区間を走っていただきました。由岐支所前を発着点として5区間12.3kmのコースで健脚を競い合い、徳島駅伝の選手3名を擁する西の地Aチームが、三連覇で16回目の優勝を飾りました。

美波町スポ一少年団駅伝大会が1月13日（日）に開催され、海部郡内のスポーツ少年団19チームが参加し、沿道からの声援を受けながら健脚を競いました。男子の部では、由岐少年野球部Aチームが、女子の部では、牟岐JVC（バレー）が優勝しました。

美波町由岐地区文化協会主催で「趣味の発表会」が1月13日（日）に由岐公民館で開催されました。出演者は三味線や大正琴、民謡、カラオケなど日頃の練習の成果を披露いたしました。

地域別人権懇話会を2月5日（火）から3月5日（火）にかけて町内6会場において開催し、福井小学校教頭の湯浅篤人先生を講師にお迎えし、「うたや人、識字から学ぶ人権」をテーマにご講演をしていただきました。また、日和佐公民館において2月19日（火）に人権問題講演会を開催し、笑福亭学光さんを講師にお迎えし「知らなかったではダメ～笑いでコミュニケーションづくり～」をテーマにご講演をしていただきました。

次に、水道課関係でございますが、上水道事業では、深瀬地区の水道施設整備事業は、加圧場予定地については、平成24年12月25日に農業委員会の許可を受け、平成25年1月17日に1,125千円で土地の売買契約を済ませ、土地の所有権移転登記申請書を2月21日に提出いたしました。加圧場の建設工事につきましては、平成25年1月30日に指名競争入札を実施した結果、36,435千円、請負率94.76%で扶桑建設工業株式会社が落札し、2月4日に契約を締結いたしました。工期は平成25年3月31日までとじていますが、繰り越し予定といたしております。

次に病院事業関係でございますが、日和佐病院における医療事故に関する調停事件については、去る2月26日に第2回目の調停が開催されまして、副町長と日和佐病院事務長の二人が私の指定代理人として牟岐簡易裁判所に出頭し、2月4日の臨時議会において議決していただきました内容によって申立人と合意し、調停が確定致しました。今後は、出来るだけ速やかに損害賠償金の支払い手続きを進めるとともに、医師賠償保険の引受会社と保険金の支払いについて、再度交渉を行いたいと考えております。今後は、このような事故が起こらないよう、十分に注意して参ります。

以上、町政の取組みに対する一端と「諸般の報告」と致します。議員各位のご理解をお願い申し上げる次第であります。

続きまして今議会に提案し、ご審議を賜ります議案につきまして、その概要を順次ご説明申し上げます。

まず、報告第1号は「株式会社道の駅日和佐の事業報告について」であります。町が出資している法人で、資本金、基本金等の2分の1以上を出資している法人については、その経営状況を議会に報告することが義務づけられております。

株式会社道の駅日和佐につきましては、町が55.25%（現株式総数400株で20,000千円、うち町の出資額は221株で11,050千円）を出資していますので、地方自治法第243条の3の規定に基づき、その経営状況を報告するものであります。

次に、議案第4号「過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて」であります。美波町過疎地域自立促進計画を変更するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議決を求めます。

変更の内容は、「美波町過疎自立促進計画の医療の確保」の項目に、「病院建設事業及び保健センター（仮称）建設事業」を追加するものであります。これは、病院建設及び保健センター（仮称）を建設するに当たり財源として過疎対策事業債を充てることに伴う計画変更であります。

議案第5号「町道路線の認定について」は、道路法第8条第2項の規定に基づく町道路線認定でありまして、奥潟川総合流域防災事業に伴う牟井谷右岸堤防線の認定をお願いするものであります。

議案第6号「美波町玉厨子農村公園の指定管理者の指定について」は、美波町玉厨子農村公園を山河内自治会に指定管理するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものであります。

玉厨子農村公園の指定管理について、引き続き山河内自治会に指定管理をしようとするものであります。

議案第7号から議案第16号までの10議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法の施行に伴う条例制定及び条例の一部改正であります。

まず、議案第7号「美波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（条例第1号）」は、地域の自主性及び自立性を高めるための

改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の改正に伴う条例制定であります。

地域主権改革一括法による「介護保険法」の改正により、これまで厚生労働省令で定めていた指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を参酌して条例で定めるものあります。

議案第8号「美波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について（条例第2号）」は、地域主権改革一括法による「介護保険法」の改正により、これまで厚生労働省令で定めていた指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を参酌して条例で定めるものであります。

議案第9号「美波町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について（条例第3号）」は、地域主権改革一括法による「道路法」の改正により、全国一律に定められていた道路構造の技術的基準を、町の条例で定めることとなったことによる条例制定であります。

議案第10号「美波町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について（条例第4号）」は、地域主権改革一括法による「道路法」の改正により、町道に設置する道路標識の寸法や文字の大きさについては、道路管理者である町が条例で定めることとなったことによる条例制定であります。

議案第11号「美波町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について（条例第5号）」は、地域主権改革一括法による「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正により、全国一律で定めていた道路構造等のバリアフリー化に関する構造基準等について、道路管理者である町が条例で定めることとなったことによる条例制定であります。

議案第12号「美波町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について（条例第6号）」は、地域主権改革一括法による「河川法」の改正により、準用河川に係る河川管理施設等の構造について、河川管理者である町が条例で定めることとなったことによる条例制定であります。

議案第13号「美波町営住宅等の整備基準を定める条例の制

定について（条例第7号）」は、地域主権改革一括法による「公営住宅法」の改正により、全国一律で定めていた町営住宅の整備基準について、町独自の基準で定めることとなったことによる条例制定であります。

議案第14号「美波町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について（条例第8号）」は、地域主権改革一括法による「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正により、出入口、通路、駐車場、便所等の特定公園施設の設置基準を町で定めることとなったことによる条例制定であります。

議案第15号「美波町水道法施行条例の制定について（条例第9号）」は、地域主権改革一括法による「水道法」の改正により、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について、水道事業者が地方自治体である場合には、これらの事項を条例で定めることとなったことによる条例制定であります。

議案第16号「美波町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第10号）」は、地域主権改革一括法による「都市公園法」の改正により、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準及び都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準について、町で定めることとなったことによる条例の一部改正でございます。

次に、議案第17号から議案第27号までの11議案につきましては、現行の町条例の一部改正議案及び新規の町条例の制定議案であります。まず、議案第17号「美波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第11号）」及び議案第18号「美波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第12号）」は、町長、副町長、教育長の給料を平成25年4月1日から平成25年8月22日までの間、引き下げるための条例の一部改正でございます。

この2議案につきましては、昨今の地方行財政を取り巻く厳しい環境を勘案し、特別職である町長・副町長・教育長の給与を、平成19年度から一定の率で減額して参りましたが、8月22日に私の町長としての任期が満了いたしますので、減額期間を平成25年4月1日～平成25年8月22日までとし、そ

の期間の給与を引き下げのものです。なお、引き下げ率は、平成24年度と同率で、町長10%、副町長7%、教育長4%といたしております。

次に、議案第19号「美波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第13号）」は、55歳以上の職員の原則昇給停止及び結核性疾患に係る病気休暇の特例的上限期間を廃止するための条例の一部改正であります。昨年の人事委員会勧告に基づき、55歳以上の職員の昇給について今年4月1日から標準の勤務成績では昇給停止とする条例改正及び人事院規則の改正に伴い、結核性疾患だけの特例である給料の半減期間を1年としている期間を廃止するための条例の一部改正を行うものであります。

議案第20号「美波町子どもの未来創造教育基金条例の制定について（条例第14号）」は、子どもの調和のとれた教育と子育て環境の充実を図るための基金設置条例を制定するものであります。平成25年度から実施を予定している保育園、幼稚園の第3子以降の保育料の無料化や、専門職による相談やあそびの教室事業などの開催、また昨年10月から実施している中学3年までの医療費の負担軽減など子育て環境を充実するための安定した財源を確保するため、基金を設けるための条例制定であります。なお、基金の通称名を「すくすく美波っこ基金」として、活用することといたしております。

議案第21号「美波町学校施設における夜間照明施設の設置及び管理に関する条例の制定について（条例第15号）」は、学校施設の夜間照明について一つの条例により管理するための条例制定であります。既存の日和佐小学校と由岐小学校の照明設備と、平成23年度から使用している日和佐中学校及び由岐中学校の夜間照明施設を一つの条例の中で管理するために、新たに条例制定を行うものであります。

議案第22号「美波町町民グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について（条例第16号）」は、日และ小学校グラウンドを夜間の町民グラウンドではなく、学校施設として位置づけるための条例改正であります。現在の条例では、ナイター設備がある日และ小学校グラウンドを夜間の町民グラウンドとして位置づけていましたが、他の学校施設と同様使用に、従来どおり社会体育にも利用できることとして、学校施設として位置づけるための条例の一部改正であります。

議案第23号「美波町立日และ幼稚園設置条例の一部を改正

する条例の制定について（条例第17号）」は、同一世帯で扶養している3人目以降の幼児の授業料及び保育料、入園料を免除するための条例改正であります。子育て環境の充実を図るため、3人目以降の幼児の授業料及び保育料、入園料を免除するための条例改正であります。

議案第24号「美波町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第18号）」は、「障害者自立支援法」の名称が、平成25年4月1日より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に変更されることに伴い、条例中で引用している法令名を改正する必要があるため一部改正でございます。

議案第25号「美波町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について（条例第19号）」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されることに伴い、対策本部に関して条例で定める必要があるため新規に条例を制定するものでございます。新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布されたことに伴い、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合、町が設置しなければならない対策本部に関し、必要な条例を制定するものであります。施行日については、政令で定める日となっておりますが、政令が未だ出されていませんので、政令の施行日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日としております。

議案第26号「美波町都市計画審議会条例の制定について（条例第20号）」は、新たに美波町都市計画審議会を設置するための条例制定であります。徳島県にある13市町の都市計画市町で、美波町のみが都市計画審議会が設置されておらず、都市計画決定などについての審議は、今まで県の都市計画審議会に諮っていましたが、国、県の指導もあり、美波町の都市計画のあり方を決定する美波町都市計画審議会を新たに設置するための条例制定であります。なお、審議会委員は8名以内を予定しております。

議案第27号「美波町飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定について（条例第21号）」は、日和佐高校跡地に新たにヘリポートが整備されたことに伴う施設の設置及び管理に関する条例制定でございます。今年2月に日和佐高校跡地へ、新たにヘリポートが整備されたことに伴い、地方自治法第244条の2の規定に基づき、施設の設置及び管理に関する条例の制定を行うものであります。

次に、議案第28号から議案第33号までの6議案は、平成

24年度一般会計、特別会計、企業会計の補正予算でございます。まず、議案第28号「平成24年度美波町一般会計補正予算（第5号）」は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ580,756千円を追加し、歳入歳出の総額を5,852,501千円といたしております。なお、年度末であることから、諸般の事情により繰越となる見込みの16事業について、繰越明許費として計上いたしております。

補正の主なものは、特別交付税算入分として病院会計への運営費負担金65,600千円、国の補正予算に伴う上水道事業特別会計への負担金として15,100千円、国の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業として地域分散型小規模避難施設兼用の体験・滞在型交流拠点施設の新設事業費として62,295千円、国の補正予算を活用した道路ストックの緊急総点検事業の調査委託料として7,000千円、西町地区の避難階段設置のための土地購入費として3,957千円、都市計画マスタープラン策定業務委託料として12,000千円、地域防災計画作成委託料として4,000千円、防災行政無線整備工事などの都市防災総合推進事業費として369,000千円、避難路整備工事費として3,519千円、総合体育館の公共施設再生可能エネルギー導入事業費の36,000千円を日和佐中学校費への振り替え、美波町子どもの未来創造教育基金、通称「すくすく美波っこ基金」への積立金として50,000千円を追加いたしております。

議案第29号「平成24年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ9,380千円を追加し、歳入歳出の総額を1,369,595千円といたしております。補正の主なものは、保険基盤安定繰入金や基準超過費用負担繰入金の確定によります歳入の追加で、それに伴い歳出では財源内訳の更正と予備費などを追加いたしております。

議案第30号「平成24年度美波町公共下水道事業特別会計予算（第3号）」は、補正額はなく、繰越明許費の承認を得るものであります。

議案第31号「平成24年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ6,565千円を追加し、歳入歳出の総額を1,258,556千円といたしております。歳入の主なものは、財政安定化基金交付金6,243千円の追加であります。これは都道府県にあり

ます「財政安定化基金」の一部を取崩し、各市町村の財源補填に充当していただけるものでございます。歳出の主なものは、介護サービス給付等諸費に10,936千円を追加し、高額医療介護合算サービス等費で3,400千円減額いたしております。

議案第32号「平成24年度美波町水道事業会計補正予算(第3号)」は、資本的収入に82,524千円を追加し、資本的収入の合計を140,194千円とし、資本的支出に86,445千円を追加し、資本的支出の合計を155,239千円といたしております。

主に深瀬地区の水道施設整備事業において、平成25年度で予定していた事業計画が、平成24年度の国の補正予算での実施が交付金の算定において有利であることから、その事業費について追加補正するものであります。資本的支出の主なものは、工事請負費で、深瀬地区の配水管布設工事費等に87,662千円を追加いたしております。

議案第33号「平成24年度美波町病院事業会計補正予算(第5号)」は、収益的収入は収入項目を組み替えし、収益的支出から18,331千円を減額し、収益的支出の合計を987,380千円とし、資本的収入の収入項目を組み替えた補正予算といたしております。収益的収入では、一般会計からの特別交付税の繰り入れに伴う医業収益と医業外収益の収入項目の組み替えと、資本的収入では起債充当額の変更に伴う他会計補助金と企業債との収入項目の組み替えによる補正でございます。

次に、議案第34号から議案第46号までの13議案は、平成25年度一般会計、特別会計、企業会計の当初予算でございます。

まず、議案第34号「平成25年度美波町一般会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ4,612,000千円といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で32,000千円、比率で0.7%の微増となっております。歳出では、選挙費で参議院議員選挙及び町長選挙、町議会議員の補欠選挙に係る経費、医療体制整備事業費では保健センター(仮称)の設計費用、国の緊急雇用創出事業では地域コーディネーター事業費、国土調査費では地積調査に係る経費、橋梁維持費では橋梁長寿命化修繕事業費などが増加となっております。

議案第35号「平成25年度美波町国民健康保険事業特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ1,230,872千

円といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で103,666千円、比率で7.8%の減額であります。主に保険給付費の減額によるものであります。

議案第36号「平成25年度美波町住宅改良資金貸付特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ747千円といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で143千円、比率で16.1%の減額であります。

議案第37号「平成25年度美波町育英奨学金貸付事業特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ24,360千円といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で840千円、比率で3.6%の増額であります。

主に継続貸付者の増加によるものであります。

議案第38号「平成25年度美波町赤河内財産区特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ9,407千円といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で184千円、比率で1.9%の減額であります。

議案第39号「平成25年度美波町簡易水道事業特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ72,492千円といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で2,687千円、比率で3.8%の増額であります。

主に送水ポンプ取替などの建設改良費の増加によるものです。

議案第40号「平成25年度美波町漁業集落排水事業特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ20,344千円といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で1,744千円、比率で9.4%の増額であります。主に償還金の増加によるものであります。

議案第41号「平成25年度美波町公共下水道事業特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ135,643千円といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で29,528千円、比率で17.9%の減額であります。

主に寺前排水区雨水排水の下水道整備工事費の減少によるものであります。

議案第42号「平成25年度美波町介護保険事業特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ1,235,166千円といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で5,333千円、比率で0.4%の増額であります。主に保険給付費の増加によるものです。

議案第43号「平成25年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ38,935千円といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で6,106千円、比率で13.6%の減額であります。主に臨時医師賃金の減少によるものであります。

議案第44号「平成25年度美波町後期高齢者医療特別会計予算」は、歳入歳出の総額をそれぞれ131,156千円といたしております。前年度当初予算との比較では、金額で4,742千円、比率で3.5%の減額であります。主に後期高齢者医療広域連合納付金の減少によるものです。

議案第45号「平成25年度美波町水道事業会計予算」は、平成25年度の業務予定量を給水戸数1,890戸、年間総給水量を468,728^m³、1日平均給水量1,284^m³といたしております。収益的収入、収益的支出をそれぞれ75,102千円とし、収益的収入では対前年度比1,539千円、2.0%の減額、収益的支出では対前年度比1,412千円、1.8%の減額であります。また、資本的収入を5,010千円、資本的支出を19,748千円とし、資本的収入では対前年度比47,660千円、90.5%の減額、資本的支出では対前年度比43,346千円、68.7%の減額であります。

主に深瀬地区の水道施設工事が3月補正での対応となったことに伴う建設改良費の減少であります。

議案第46号「平成25年度美波町病院事業会計予算」は、平成25年度の業務予定量を病床数を一般80床、1日平均患者数は入院59人、外来245人といたしております。収益的収入を996,166千円、収益的支出を991,478千円とし、収益的収入では対前年度比20,235千円、2.0%の減額、収益的支出では対前年度比13,151千円、1.3%の減額であります。また、資本的収入を5,391千円、資本的支出を10,239千円とし、資本的収入では対前年度比4,184千円、346.6%の増額、資本的支出では対前年度比8,425千円、464.4%の増額であります。

主に平成26年4月からの新公営企業システム導入に係る経費の増加であります。

以上、提案致しております議案の主だった概要をご説明申し上げます。

町長就任以来、一貫して「対話の町政」を基本姿勢に、「住んでよかったと実感できるまち」の実現に向けて、諸施策に取り

組んできたところではありますが、早いもので、町長としての任期も余すところ半年足らずとなりました。今後残された任期を全身全霊で全う致すのみと考えておりますので、議員各位におかれましては、更なるご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

以上、簡単でございますが、諸般の報告並びに提案説明と致します。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、原案のとおりご承認を賜りますようお願いを申し上げまして、町長提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案理由の説明が終わりました。

日程第4 質疑を行います。なお、議案のうち条例議案 議案第20号及び、補正予算議案 議案第28号から第33号までの、6件につきましては、町長から早期の議決をお願いしたいとの要望がありましたので、本日、先に審議したいと思っておりますのでご了承願います。

また、報告第1号、議案第4号から第19号、21号から第27号、議案第34号から第46号までの議案につきましては、各常任委員会に付託し、委員会で審査を行いたいと思っておりますので、質疑はあくまで総括的な質疑にとどめ、詳細はそれぞれ所管の常任委員会で審査をお願いいたします。

質疑のある方は、挙手願います。

質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、報告第1号、議案第4号から第19号、第21号から第27号、議案第34号から議案第46号まで計37件は、お手元に配布しております付託議案一覧表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって、報告第1号及び、議案第4号から第19号、第21号から第27号議案第34号から議案第46号まで、計37件は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

小休いたします。

(時に 10時28分)

(小休中)

(時に 10時45分)

議長 休憩前に引き続き再開いたします。
ただ今から、条例議案 議案第20号、補正予算議案 議案第28号から第33号まで、計7件の議案審議を行います。

日程第5 議案第20号美波町子ども未来創造教育基金条例の制定について(条例第14号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

花木課長

保健福祉課長 (議案第20号の説明をする)

議長 説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

7番議員 先ほどの町長の提案理由の説明の中でいわれておりました、保育園・幼稚園の第3子以降の保育料の無料化に使われるというような説明があったんですが、この目的の中にそういうことは当然含まれとんですか。

議長 町長

議長 含んでおります。

議長 他に質疑ありませんか。

江本議員

2番議員 この創設基金、具体的に分かるようにいうたらどういう事業を目的とされておるのか、具体的に例がありましたらお伺いしたいのと、これ子どもの何ですか、年齢的に対象は何歳ぐらい、中学校までを該当者としておるのか、そこらのところ分かりましたら。

議長 町長

議長 今のところ予定といいますか、しておりますのが提案説明で若干触れさせていただきましたけれども、3子以降の保育料、それから幼稚園の使用料でありますとか入園料を無料化することによる町負担という額、それから昨年10月からさせていただいておりますけれども、医療費の軽減負担ということで小学校6年から中学校3年まで対象を拡げさせていただいておりますけれども、その延長したことによるいわゆる町独自の事業でございますので、町負担分でありますとか、それから今までも行ってきた事業でありますけれども、光をそそぐ交付金事業を衣替えしてやる事業等にあてるということにしておりまして、

基金の額は毎年度予算で積めるものを積んでいくというような考え方で、そしてまた取り崩しをさしていただくと、ですから今後については広い意味では例えば子ども達が何か子ども達のために何かをする事業、例えば研修に行く費用でありますとか、そういったものにもあてられるというような大枠では考えておりますけれども、たちまちはそういった町独自でやる事業について財源として、安定した財源として構えておくというような趣旨と思っております。

議 長 他に質疑ありませんか。

向山議員

8 番 議 員 確認のために第5条、繰り替え運用についてももう少し詳しく説明をお願いします。

議 町 長 町長

この繰り替え運用につきましては、基金条例には全てと書いていいぐらい入った条項でございます、町会計の中で会計が一般会計ほかたくさんありますけれども、そういったものの不足を生じた場合に、この基金から繰り替えをする場合には確実な繰り戻しの方法でありますとか、そういったものを決めて使うことは可能ですよというようなことを定めてあるので、あるんですけれども、今までこういった特目といいますか、特別目的の基金を、お金を繰り替え運用した事は会計課長ないですよ。

会 計 課 長 ないです。

議 町 長 ないということでございますので、通常はいわゆる財政調整基金でありますとか、そういった基金の分を使って運用をしているということですので、特にこの基金からそういった町財政の執行に関して繰り替え運用するっていうことはないんじゃないかなあとは思いますが、一応まあ使えることは可能だというようなことでまあ入れさしていただいております。

議 長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

これから、議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 10 : 反対 0)

「起立多数です。」

議案第20号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第28号平成24年度美波町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長

総務企画課長
議 長

（議案第28号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

新開議員

12番議員

ちょっと教えて欲しいんですが、先ほどこの町長の提案の中に国の農山漁村活性化プロジェクト支援交流事業、これは避難施設と兼用した体験滞在型となっていますが、規模とか内容とかどのぐらいの規模で、内容自体はどういう内容でこれをされるのか、新設事業といいます新しく木岐の奥いされるということはいってましたが、どのぐらいの規模の面積のものを建てるのか、またどういう対象人数、どんなけの人数がここに交流をされるような施設としてやられるのか、もう少し内容を教えて欲しいと思います。

議 長
地域振興室長

小坂地域振興室長

お答えいたします。まず場所ですけれども、木岐の奥の一番奥に蔭山さんのお宅があります。1軒手前が正田さんになりますけれども、その間に道の上に竹やぶがあるんですけれども、その竹やぶの場所をまあ中心にして、当然一段高いですから道を入れんといかんわけですね。幅4mの道幅の道を100mほど入れまして、その道の両サイドに体験施設と、それと滞在施設を作っていくという考え方になります。

体験施設につきましては、基本的には例えば木岐の港の方で漁業体験をして、魚を獲ってきますよね、そういったものを持ってきてそこで魚さばき体験をするような、そういうようなイメージの体験施設をまず頭にイメージしていただければいいと思いますが、最大でも30人ぐらいまでが利用するような規模になろうかと思えます。それは体験施設になると思えますけれども、今度、宿泊が滞在施設に関しましては、10人が寝泊りできる規模の小さな一般的な表現でいきますとバンガローあるいはコテージっていう表現をよく使われますけれども、そういう程度の今さきほど体験施設もそうなんです、両方とも木造平屋建ての建物をイメージしておりまして、その10人が泊ま

れる程度の施設を2棟、道を挟んで1つずつ2棟をつくっていかうというふうなことがだいたい施設の配置計画の主になります。兼用施設っていう説明をしておりますけれども、基本的には議員もご承知のとおり農林水産省のこの農山漁村の活性化と支援交付金事業ということになりますので、いちおう施設を整備する主目的というのは体験型あるいは滞在型の交流拠点施設ということになるんですけれども、先ほどいいましたようにある程度港から離れた場所でそのぐらいの標高があるっていうところにそういう施設を配置することによりまして、もし仮に大津波が発生して、木岐の集落が全滅をするというふうなことが仮にあったとした場合、そこが復旧復興の拠点として転用できると、そういうふうな意味合いで兼用施設といふようにしております。楽なっていうたらいかんのんですが、本当に純粹に避難拠点でありますとか、復旧復興の拠点というかたちで位置付けて施設を整備することができれば一番こうストレートでいいですけれども、なかなかそれに似つかわしいような助成あるいは交付金事業がございませんので、いちおうまあ便宜上、農林水産省の事業に手を挙げさせていただいて、整備させていただくということでございます。一応そういうふうなことで、配置施設の規模なんかについては説明させていただいたんですが、今回上げさせていただいておりますのは24年度補正に係るものでありまして、全体としては3カ年の計画であります。24・25・26ということなんですが、24補正っていうのは実際25にまたがって使われますので、2カ年分の事業で、最後に26ですね、26の分がありまして、合計で75,000千円程度の事業規模で、補助金と交付金としては半額の37,000千円ほどというようなことで、総事業費の方の規模としては考えているんですけれども、このプロジェクト支援交付金につきましては、今説明しただけの話で、そのまま申請をするっていうストレートなものではありませんので、先にこういう事業をしたいという具合につきましては、その地区の活性化計画を作りなさいということが義務付けられております。現時点でそれを活性化計画が国の霞ヶ関の本省の方で審査中でありまして、一応現在その前提に基づいて予算を上げさせていただいておりますけれども、この活性化事業を認められた上でこの予算の執行が可能になる。そういうふうな2段構えの仕組みになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。なお作った後の運営につきましては、一応その計画書の中にも書いてあ

るわけなんですけども、木岐地区内の公共的な団体に指定管理ができるようにするというふうなことで、町が直営でやるというふうな意味合いではありませんで、一応指定管理を行った上で、管理運営を行っていく。そういうふうな考え方で国の方にも提案をさしていただいておりますので、そういった点も含めて審査を現在行っているという状況でございます。

議 長 川尻議員

4 番 議員 すません小坂君、関連ですが、地権者の方3名いよったんもう無償でということ、了承はちゃんといただけようと。この間、農振にも外されたようで。

議 長 地域振興室長

地域振興室長 地権者の方につきましては、まず国方に承認を求めていく必要がございますので、現時点では施行承諾というかたちで、施行承諾の前提としては無償で提供していただく、あるいは貸していただくというふうなことで、施行承諾をいただいて国の方に挙げております。先ほど農振の話がありましたけれども、そういったことにつきましては、実施設計これからになります。現地点では計画の段階ですので、予算を認めていただいて、実施設計書を仕上げていく、その過程でしかるべき手続をだんだんと踏んでいくというようなことになります。特に農振あるいは農地法に関する定めにつきましては、結構誓約が厳しいものですから、曖昧な計画を持って行ったのではなかなか認めてもらいにくいところがございますので、やはり国として計画が認められた、で予算も付いている。で実施が確実であるという前提の下で申請処理を動かしていくということになりますので、そういう点でご理解いただきたいと思います。

議 長 他に質疑ありませんか。

寺下議員

1 1 番 議員 ちょっと基本的なことになるかもしれないんですけども、11ページの町債の病院建設事業債の減額と、13ページの保健衛生総務費の病院建設事業補助金の減額は、先ほど公営企業債の方との兼ね合いだと聞いたんですけども、これはあとの議案第33号にも係わると思うんですけど、公営企業債の限度額をアップすることによって、こちらにする方で何かメリットがあるのかどうか、そのあたりを教えて欲しいのと、もう1つ17ページの公営施設再生可能エネルギー導入事業の分なんですけども、先ほど総合体育館の方は、浸水域となったので、日和佐

中学校の方という話しだったんですが、日和佐中学校は浸水域には入らないので、そこに変更したのかどうか。浸水域でないっていうところを決めるとすれば、もっと他の場所もあるのか、そういうことを検討されなかったのかどうかをお伺いしたいと思います。

議 長
総務企画課長

総務課長

病院事業につきましては、合併特例債事業で進めていたわけなんですけれども、合併特例債の充当率がですね、1/4ということで、ちょっと不利だということで、今回合併特例債は減額さしていただいて、病院事業債に振り替えております。ただそれではやっぱり交付税措置とかも厳しいことから、補正等における過疎債ですかね、過疎債も枠がありまして、それが充当できる額が決まってくるんですけれども、それで協議を進めているところでごさいます、最終的には過疎債でいければとは思っております。

それと公共施設の再生可能エネルギーの日和佐中学校への移転につきましては、総合体育館が前回の予定ではほとんど浸からない区域ということで、今回1mか2m程度の浸水区域になったということで、そこまでの程度等も非常にまあ交通的には困難かなあということが指摘されておりました、それであれば今回日和佐中学校につきましては、浸水区域から外れたということで、これは県とも協議、国とも協議したんですけれども、浸水区域でない中学校のほうへ移設ということをお認めいただいた訳です。それで場所といたしましては他にも水道課でありますとか、施設は若干あるんですけれども、小さな施設でもあり、役場自体のバックアップ的な災害本部とかが設置できるとすればですね、やっぱり中学校程度の規模の施設でないというわけで、今回はそこへこの事業を移し変えさしていただいたということで、事業につきましては若干国と県からの交付決定が遅れておりましたので、それで繰越してさしていただくということにさしていただいております。以上です。

議 長
1 1 番 議 員

寺下議員

今、再生エネルギー導入事業については答弁いただいたんですけれども、これは総合体育館でまあ、おおまかに計画していた規模と日和佐中学校の方でする事業の規模っていうのは、変わらないんでしょうか。その時に何時間ぐらい持ちますみたいな話を以前に聞いたと思うんですけれども。

議 長 総務課長
総務企画課長 その規模につきましては、体育館の方で計画していたとおりの規模でございまして、太陽光の発電機では計画出力が20kWでございまして、あと蓄電システムにつきましては15kWhの蓄電量がございまして、若干施設の機器等の消費電力量にもよりまして、現在ちょっと想定しておりますのは約6時間程度が蓄電で賄えるということと、太陽光発電におきましても、施設の規模にもよりまして昼間等については最低限の機器を動かせるだけの出力はあるということで考えております。

議 長 他に質疑ありませんか。
北山議員

7 番 議 員 繰越明許費についてお聞かせ下さい。提案理由の説明の中で美波町総合計画策定についての繰越があります。それともう1つハザードマップ作成委託料、これも繰越しになっております。この分について3月31日に終るといような計画だったんですが、それを繰越されるということで、今現在どこまで進んであと残っているのがどういうことなのか。また最終いつ完成、完成っていうか完了するのか、ほこらのところ教えていただきたいと思っております。

議 長 総務課長
総務企画課長 総合計画の策定につきましては、町長の諸般の報告等でありましたけれども、現在基本構想について協議をいたしております。さる2月の25日に審議会にもその素案、原案についてお示しさせていただきました。その時に多数のご意見をいただきまして、修正にやはり時間がかかるというところもございまして、その修正作業を今行っているところもございまして、3月中にまた審議会を開きまして、基本構想を固めればというかたちになっております。それで基本構想に付随いたしまして、基本計画がございまして、基本計画につきましても、これ平行して作業を進めているところもございまして、期限が3月ということでやらざるをえないということでやっております。それにつきましても各課への基本計画への素案というのを各課へお配りして、その見直し作業をさきほどといいますか、先般各課長にお願いいたしましたところもございまして。それでそういった基本構想の策定とですね、基本計画につきましても今後各課との調整の上で計画を練り上げて、最終できれば早ければ6月議会までにですね、議員の方々にその詳細をお示しできれ

ばと思っておりますけれども、この審議会等で許可がでない、許可といいますか、承認いただけないとやっぱりこう計画としては出来上がらないっていうところがございますので、できるだけそういったご理解をいただけるような計画策定、務めさせていただきたいと思っておりますので、今しばらくお待ちいただけたらと思います。以上です。

議 長 消防防災課長
消防防災課長

私の方からはハザードマップの作成委託料についてご説明させていただきます。これにつきましては12月補正でいただきまして、今現在作業を進めているところでございますが、その時にも説明させていただきましたとおり、一応3月では業務は終わらないと、繰越をさせていただくことはご説明させていただきましたんですが、現在ですね、現場の測量調査にかかるための基礎調査を業者の方でやっております。県のハザードマップ等々のそれとのつき合わせ等を行っております。それで4月以降で測量、早ければ3月遅ければ4月ぐらいから測量等々にかかっていくと思われま。以上です。

議 長 北山議員
7 番 議 員

総合計画について2月の審議会でいろんな意見が出たんの修正というような、そういう理由から繰り越しというような説明があったんですけど、これはだいたいそういうことを想定内で計画を立てようと思うんですが、それがまた2月の25日のんで意見が出て、修正をして、それからまた各課で調整するというような、何か当初の計画が本当にちゃんとした計画を立てておったのかなあというような、そういう疑問をいただきますので、今後最初の計画からちゃんとして計画を立てて、極力繰り越しにならないような事業運営をやっていただけたらと思います。

ハザードマップについては最終いつごろできるようなかたちになるんか、再度お聞かせ下さい。

議 長 消防防災課長
消防防災課長

作成につきましては、今年の秋を目途にハザードマップ作成いたしまして、全戸に配布をさせていただく予定はいたしておりますが、ただ県の想定が今日の新聞に載ってったと思うんですが、県からの想定がまだ今年この3月に出るっていう話しだったんですが、まだ出ていません。その辺との絡みがありますので、もしかすると少し遅れる可能性があります、できるかぎり早く作成したいと思っております。以上です。

議長 他に質疑
向山議員

8 番 議員 私からも繰越明許費についてなんですけども、数えてみたら16事業あってですね、予算が議決された時期とか事業内容によってやむをえず繰越ということになるんでしょうけども、中には適正な時期にですね、出来そうな事業もありますので、これはひとつお願いなんですけども、早くできるものについては年度内に執行していただきたいと思います。

それとひとつですね、平成24年の森林整理過疎化林業飛躍事業、これ赤松の林道ということをお聞きしたんですけども、今どのような状況下にあるのか教えていただきたいと思います。

建設課 議長 建設課長

これにつきましては、この25年1月18日に入札を執行を行ったところございまして、その結果請負差額がでました。請負率が86%ぐらいでございましたので、請負差額がでました。その関係で100%の約基金の県の交付金でございまして、それを今回減額するというところでございます。林道の延長につきましては、760m現在幅員が2.4mか2.5mの幅員がございまして、それが今2トン車ぐらいの運行が可能なんですけども、それを8トン車の運行が可能というようなところで、幅員を3.5mに拡幅する林道の開設計画でございまして、夏ごろまでの繰越予定と考えております。以上でございます。

議長 長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

これから、議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 10 : 反対 0)

「起立全員です。」

議案第28号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第29号平成24年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長
議

(議案第29号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

「討論なし」と認めます。

議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 10 : 反対 0)

「起立全員です。」

議案第29号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第30号平成24年度美波町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長

建設
議

(議案第30号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑を終わります。

討論を行います、討論ありませんか。

「討論なし」と認めます。

議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 10 : 反対 0)

「起立全員です。」

議案第30号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第31号平成24年度美波町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長
議

(議案第31号の説明をする)

(9番議員 退出 11時55分)

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑ありませんか。

討論を行います。

「討論なし」と認めます。

これから、議案第31号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 10 : 反対 0)

「起立多数です。」

議案第31号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第32号平成24年度美波町水道事業会計補正予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。

水道課長

水道課長 (議案第32号の説明をする)

水道課長 説明が終わりました。質疑を行います。

江本議員

2番議員 これほとんど工事費として86,445千円っていうのが深瀬地区の工事額だと思うんですが、その中で先ほど説明のあった分担金っていうのは、地元の負担金ということでもいいんですね。これ何軒が加入しとるのか、ほこのところ。

水道課長

水道課長 地元分担金を16件分1,000千円から22千円引いた分で計算しておりまして、後は消火栓を5基設置しますので、その負担金といたしまして、消防防災課から繰入れる計算でしております。

2番議員 これ軒数は

水道課長 16軒

水道課長 他に質疑ありませんか。質疑を終わります。

討論を行います。

「討論なし」と認めます。

これから、議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 10 : 反対 0)

「起立多数です。」

議案第32号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第33号平成24年度美波町病院事業会計補正予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。

病院事務長

日和佐病院事務長
議 長

(議案第33号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

7 番 議 員

確認なんですけど、提案理由の中でいわれたように、一般会計から特別交付税の繰入に伴う医療収益と医療外収益の収入項目の組換えという、これも12月議会にも同じようなことがあったんですけど、同じことになるのか。それともう1つ入院収益が296,240千円これの内容っていうんか、入院の人数をどれぐらい見積もってこの金額になっているのか教えていただきたいと思います。

議 長
由岐病院事務長

病院事務長

交付税分につきましては、今回は特別交付税分の算定分にかかる繰入でございます。これに伴って繰入でありまして、12月には普通交付税分で繰入をいたしました。その内訳でございますけれども、ベット数かける820千円での算定となっております。日和佐病院が30床かける820千円、それから由岐病院が50床かける820千円で算定をしております。それから入院収益の減額でございますけれども、これにつきましてはこの繰り入れ分にあわすかたちで減額をしております。以上です。

議 長
7 番 議 員

北山議員

最初の確認は12月は普通交付税、今回は特別交付税ということで医療収益を減額したというかたちは同じですかという確認をしたんですけど。ほれでいいわけですね。

それとベット数かける820千円、820千円っていうんはだいたいこう何人っていうんかな、ほの月何名ぐらいっていうんで計算されとんが、ほこのところ再度お聞かせ下さい。

議 長
由岐病院事務長

病院事務長

この820千円というのは、国の方で基準額として示された金額が1ベットあたり820千円ということで示されておりますので、それかけるベット数で算定して繰入れたものでございます。

議 長

他に質疑ありませんか。

永本議員

5 番 議 員 町長にお聞きします。赤字体質が新しい病院ができましたも
です、なかなか解消は難しいでなかろうかというように思う
んですが、どういうふうな見通しを持っておられるか、この上
にさらに病院の建設事業が一般会計負担、町民の負担になって
くるわけなんです、そのあたり見通しどういうふうにか考え
られとうかお聞きします。

議
町

長 町長

長 今いただいておられます検討委員会の中間報告では、やっぱり
ベット数をできるだけ埋めるというようなことをしていかないと
収支が赤字になりますよというようなことで、その中で謳わ
れているのが医師数を現在、現在といえますか50床にいく場
合に3名現有のところを5名まで増やさないというようなご
提言をいただいております。それにおいて町としては開院まで
にできるだけその先生の数をご提言のある数まで増やしたいと
いうふうに思っておりますが、議員のおっしゃられたとおり箱
はできては、運営が今までの赤字でいっている運営が黒
字になるかという、非常に難しい、現実的には難しいところ
があるかなあと思っておりますけれども、中間報告でいただ
いているのでは、そのベット数を十分使えれるような、になれば、
収支はいけるというようにはいただいておりますので、できる
だけベット数それをするためには医師の数が不足しているとい
うようなことになってまいりますので、医師の確保に努めてい
きたいと考えておるところでございます。

議

長 他に質疑ありませんか。質疑を終わります。

これから討論を行います。

北山議員

7 番 議 員 反対の立場で討論をします。先ほどの答弁でもありま
したが、医業外収益を入れるために医療収益を削減したという
答弁がありました。これからは医療収益の当初の過大見積もり
というんはあきらかになると思います。最初の入院数とか12
月の外来数、そこらについての過大見積もりがあったという
んはあきらかだと思っておりますので、私は反対をいたします。

議

長 他に討論、反対討論ありませんか。

討論ないようですので、

「討論なし」と認めます。

これから、議案第33号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願

ます。

(賛成 9 : 反対 1)

「起立多数です。」

議案第33号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会いたします。ご苦勞様でした。

(時に 12時20分)

3月11日（月）

（時に 9時00分）

議長 おはようございます。ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので休会前に引続き本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問を行います。一般質問の通告者は4名です。通告順に発言を許可します。

3番影山議員の一般質問を許可します。

影山議員

3番議員 おはようございます。早速ではございますが、一般質問をさせていただきます。町政への取組の成果と今後に向けて町長にお尋ねいたします。町長は常々対話と協働の町政を基本姿勢に、住んでよかったと実感できる町の実現に向けて、日々努力され取組んでおられます。これまでの成果について町長の見解をお尋ねいたします。

今から3年半前、藤井前町長の病気辞職を受け、急遽美波町長に就任されました。当時は旧日和佐町と旧由岐町が合併してほどないときでした。合併してみると我々も想像だにできなかった厳しい状況が待ち受けておりました。特に財政状況であります。三位一体という小泉内閣の名に借りた大幅な地方交付税の削減、補助金の見直し等、地方にとっては財政運営にあまりにも大きな痛手をきたしてまいりました。町長は旧町が積み残してきた様々な事務事業の整理、町政を行うと共に町民サービスに対する負担の適正化、旧町間の速やかな一体化を進められ、またまちづくりの基本となる総合計画をはじめ、教育・福祉などあらゆる分野の基本計画の策定等、新しいまちづくりの基盤を築いておられます。後ほど町長の答弁の中でも出てこようかと思いますが、就任以来うみがめマリンクルーズや観光ボランティアガイドの創設、日和佐小学校改築事業、志和岐地区の漁業集落排水事業、田井遺跡の保存活用施設、日和佐道路の全線開通、定住自立圏形成協定の締結、ヘリポートの建設、避難路等の整備、IT企業のサテライトオフィスの誘致、子ども医療費の無償化の延長、タクシー補助の実施、中学生議会の毎年開催、町の最大課題であった町立病院の再編・統合など、多くの事業に取り組んでおられます。また本町は自主財源が2割余りと乏しく、財政基盤が弱く、地方交付税などの国の財政に依存する割合が大きく、国の動向に大きく左右される体質があります。そのため、財政の健全化という重い命題と、施策の実現という

大きな期待をはかりにかけながら、合併後の混乱の中から船出をいたしました。さまざまな困難を乗り越えてこられたと私は確信いたしております。この間進められたそれぞれの施策は地味で内向的でありました。外見的に町民の皆様が目に見えない点もあったかと思われまます。私は町長の誠心誠意懸命に町政に取り組んでいる姿も十分理解しているつもりであります。これまでの成果を町民の皆様にも説明する意味も含めてお聞かせをお願いしたいと思います。

次に今後のことですが、町長は対話の町政を基本姿勢に住んでよかったと実感できる町をつくらんと大きな希望を持って美波町民7,700人あまりの人を乗せた美波丸の船長として船出をいたしております。現に厳しい財政状況ではありますが、この船を転覆させるわけにはまいりません。堅実・確実に町政の舵取りをしながら、誠心誠意、町政発展に働いてこられた情熱、着実に実行に移し来られた行政手腕、その成果を見ると、敏腕なる政治家だと私は思っております。本町はまだまだ解決しなければならない課題も多く残っており、町長はこの船を降りるわけにはいかないのではないかと思います。引続き町長としての舵取りをお願いしたいと思うところであります。住んでよかったと実感できる町、美波町のたしかな地位を築いていただくためにも、町長の高い見識・能力・豊かな行政手腕や幅広い人脈を持つ影治町長が、引続き舵取りをしていくのが最善の道と思うのであります。この思いは私だけではないと思っております。私は当然日程が決まっております8月4日に決定している町長選挙に出馬されることと信じておりますが、多くの町民も期待していることと思っております。町長の決意のほどをお聞かせ願いたいと思っております。

議
町

長 町長

それでは影山議員さんの一般質問にお答えをさせていただきます。まず始めにただいま影山議員さんより私がこれまで町政に取り組んでまいりました政治姿勢、そしてその成果につきまして本当に高い評価をいただきまして、大変恐縮をいたしております。

さて私は3年6ヶ月前、前町長の任期途中での体調不良による突然の辞職という思いもかけない事態を受けまして、町政の混乱をさけ、町に元気を取り戻し、町民の皆様から信頼される町政を推進するため、微力ではありますがけれども、私がそれまで町職員として行政に携わってまいりました行政経験を少しで

も美波町の発展のために役立てたいという気持ちや、また自分が生まれ育ったふるさとに対しまして、少しでも恩返しができたらという思いから町長選挙に立候補を決意し、おかげをもちまして皆さま方の温かいご支援をいただき、無投票当選をさせていただきました。行政執行にあたっては、公平・誠実・実行をモットウに対話の町政を基本姿勢として、町の一体感の醸成に努めながら、1 産業振興のまちづくり、2 安全安心のまちづくり、3 未来をつくる人づくり、4 持続可能なまちづくりに向けて、力いっぱい取組んできたところがございます。先ほど影山議員さんから町政の取組の一端をご披露いただきましたけれども、具体的には産業振興のまちづくりでは、一次産業の振興におきましては、ミシマサイコの薬草づくり、クエの養殖実証実験、ひじきの養殖実験、雇用の創出ではサテライトオフィスの誘致、交流人口の増加では体験型観光の推進、伊座利漁協沖防波堤の整備などを実施してまいったところであります。また安全安心のまちづくりでは、南海トラフ巨大地震への備えとして、避難路の整備やヘリポートの建設、自主防災組織の組織率100%の達成やその活性化、美波町立病院および保健センター（仮称）の整備方針の決定、志和岐地区の漁業集落排水の整備、交通弱者の足の確保としてタクシー助成制度やデマンド型乗り合いタクシーの実証運行、未来をつくる人づくりでは日和佐小学校の改築をはじめ、中学生議会の開催、子育て支援としての医療費の負担軽減期間を小学校6年生から中学校3年生まで延長、また保育園・幼稚園の第3子以降の保育料の無料化につきましては、本議会に提案中であります。持続可能なまちづくりでは、分かりやすい予算書の作成やホームページのリニューアル、職員政策提案制度ならびに職員研修制度の創設、住民との対話、町長への手紙制度の創設、地域がキャンパス事業の実施、伝統文化の継承支援など各種の事業に取り組んできてまいったところであります。またこの間、町を取巻く環境変化として、日和佐道路の全線開通や阿南市との定住自立圏の締結、そして就任1年6か月後の平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災がございました。このような状況の中、一方で常に行財政改革に取り組み、主な指標でございます公債費比率・起債制限比率・実質公債比率・経常収支比率につきましては、好転をいたしております。数値を申し上げますと、合併前の平成17年と合併後平成23年度決算を比較いたしますと、公債費比率では平成17年15.9でありましたものが、平成23

年では5.8と10.1ポイント改善をしております。起債制限比率につきましては13.1が4.7とこれも8.4ポイント改善、実質公債費比率につきましては15.6でありましたものが8.0と7.6%の改善。経常収支比率につきましては97.2でありましたものが84.0と13.2ポイント改善をいたしております。また借金であります地方債の現在高は6,603,130千円でありましたものが、6,058,109千円と540,021千円の減少となっております。また貯金に当たる基金の現在高は1,980,302千円でありましたものが3,236,147千円と1,255,845千円増加いたしております。また職員数につきましては、平成17年4月1日現在205名でございましたが、平成24年4月1日現在172名でございまして、33名の減少となっております。町長就任以来3年6か月、公平で誠実に町民に分かりやすい行政運営を信条といたしまして、全力を傾けてまいりましたが、今振り返ってみますと、合併に伴うさまざまな課題の整理と新しく誕生いたしました新町の一体化の醸成化を図るための基礎作りの期間であり、また将来に向けての本町のあるべき姿と目指すべき方向を示すための期間であったものと思っております。この間多くの方々から、叱咤・激励のお言葉をいただきながら、それらを糧といたしまして、初心を忘れることなく誠心誠意務めてまいったところでございます。これまで私が重責を果たすことができましたのも、町民のみなさま方からいただきました温かい励ましや、議員各位のご協力の賜物でございまして、ここに改めて御礼を申し上げる次第でございます。

さて私に与えられております任期は残すところ5ヶ月あまりとなっております。間もなく10年後の美波町を展望した第2次美波町総合計画もできあがります。これまで進めてまいりましたひとつひとつの歩みをさらに前進させ、町民の皆様に住んでよかったと実感できる町を作り上げていくことが私に課せられた重要な使命であり、また責務であるとも考えておるところであります。就任以来今日まで常に美波町の将来を考え、健全な財務体質に務めながら、町政を着実に、そして確実に発展させていかなければならないという考えで町政に取り組んでまいりましたが、着手して完成途中の事業もございまして、合併時から引き続いております重要課題も山積いたしております。私はこれからの数年間の町政運営が美波町の将来を決する極めて重要な時期であるものと考えております。私自身ふるさとで

ある美波町をさらによくしたいと思う情熱や、町民の皆様の幸せを願い、町の発展に寄せる思いはますます強くなってきており、いささかもゆらぐものではございません。

ただ今、影山議員さんから身に余るお言葉を賜りまして、大変ありがたくまた意を強くしているところでございます。ご質問の再選に向けての決意についてでございますが、私といたしましては、7月30日告示の時期町長選挙におきまして、町民の皆様からご支持が得られるならば当面する町政の諸課題の解消のために、また住んで良かったと実感できる町の実現を目指して、これまでの知識と経験を活かして引続き全力で町政を担当させていただきたいと考えております。議員各位をはじめ町民のみなさま方のより一層のご支援とご協力を賜ることができれば幸いに存じるしだいであります。今後ともよろしく願い申しまして、答弁にさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長
3 番 議 員

影山議員

自席から失礼します。ただ今、町長より再選出馬の表明をお聞きされまして、大変心強く喜ばしく思う次第であります。初志貫徹し、美波町のよりよい発展のために尽くしていただけますようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議 長

以上で影山議員の質問は終了いたしました。

続いて11番寺下議員の一般質問を許可します。

寺下議員

1 1 番 議 員

議長の許可をいただきましたので、私の方からは大きく2問、町財政についてと防災対策について質問いたします。

まず1問目は町財政についてです。先ほど影山議員の一般質問において、影治町長の方から次期町長選への力強い出馬の意向・表明がありました。これからの数年間が極めて本町にとって重要な時期であるということ、それ今後も継続して町政を運営していくということが重要な指名であり、責務であると意を強くしているというような答弁がありました。現在本町においては過疎高齢化が加速し、また町民の所得も減少、地元の主要産業においても後継者不足をはじめ、なかなか活路をみいだせていない現状であります。加えて地震・津波に強いまちづくりの重要度がますます高まる中、課題は山積しておりますが、豊かな発想力と若い力でリーダーシップを発揮していただきたいと期待しております。

それでは質問に入ります。本町はまもなく合併して8年目を

迎えます。合併時、私自身合併してからの10年間で町としてどれだけの成果をなしえるか、この10年の必死の取組が勝負なんだという思いを持っておりました。その思いは今も変わっていません。しかし時間というのはとどまることなく、確実に進んでいます。常に町の将来像を見据え、今ある活力を最大限に活かしながら町政を行うことが今後ますます重要になってくると思います。本定例会の提案理由の説明の中には、選択と集中という言葉はありませんでしたが、これまで何度も繰返し使われていました。また地方の小さな自治体の現状を考えれば、優先順位をつけ、選択し続けることは必須であり、大事なキーワードであると思います。町財政が8割の依存財源に頼る現況で、本町における選択と集中について具体的な課題やどのような対応策を考えておられるのか町長にお伺いします。

次に平成25年度の重要施策については提案理由の説明の中にも7項目ほど上げられていました。平成24年度においては先ほどの影山議員の質問・答弁にもありましたが、町立病院・保健センターの建設に向けての事業のスタートが切れたこと、また中学卒業までの医療費無料化などの子育て環境の充実、ひじきの養殖試験等水産業の活性化は高く評価できる取組であったと思います。25年度も引続き美波町ならではの特色ある施策を打ち出していきたいと思いますが、その具体的内容についてお伺いします。

最後に財政の健全化を図るには、滞納の解消に取り組むことが重要となります。町においても努力は重ねておられると思いますが、現状と課題、今後どのように取り組んでいくのかお伺いします。以上答弁の方、よろしく願いいたします。

議
町

長 町長

それでは、寺下議員さんの一般質問に、お答えをさせていただきますが、1・2番について私の方から、そして3番目の滞納への対応と今後の取組につきましては副町長から答弁をさせていただきます。

まず合併して8年を迎える中での選択と集中ということでございますけれども、寺下議員がおっしゃいますように、依存財源が8割、自主財源が2割という財政構造の中で、持続可能なまちづくりを推進していくために、私たちは常に、健全な財政運営には心がけているところであります。この結果先ほどももうしましたように、主要な財政指標は、概ね好転を致しておるところでございます。しかしながら、交付税が半分を占める財政

状況でございますので、油断は大敵でございます、慎重な財政運営を今後とも引続き行っていく所存であります。

さて、具体的課題、またその対応策ということでございますけれども、昨年、第2次美波町総合計画の策定に当たりまして、町民アンケートを実施させていただきました。その中でまず定住意向につきましては66%、約2/3のみなさま方が住み続けたいというように回答いただいております。また満足度、現在の満足度また不満足度についてでございますけれども、満足度では自然環境の豊かさ、それから景観の美しさ、リサイクル対策というのが上位の3位でございます。次ぎに不満足でございますが、1位が就業の場所や機会、2番目が買い物の便利さ、3番目が公共交通機関の便利さとなっております、いわゆる就業の場所であるとか、買い物それから公共交通機関ってというのが十分整備できてませんよというようなご意見をいただいたところであります。引続きましてまちづくりの重要度という観点からは、1つ目に災害対策、2つ目に医療体制の充実、3つ目に就業の場や機会となっております。そして特に大切だと思う項目ってというのが10項目上げられておりますけれども、その中にそれをテーマごとに分けると、1つは健康、2つ目は環境、3つ目が災害、4つ目が医療で5つ目が地域のコミュニティとなっております。今申し上げましたのが、住民の方々も感じている具体的な今後の課題であろうと私も考えておりますし、その対応策については既に取り組んでいるものもございます。今後は、その取り組みをさらに前進させていきたいというふうに考えているところであります。

次に平成25年度当初予算における重要施策の具体的内容についてでございますが、提案説明でもお話し致しましたように、今年度は実質上の平成25年度事業は、平成24年度の補正予算と平成25年度当初予算を合わせた予算というような考え方をしているところであります。7項目の重点事業として今年度は集中的に取り組みたいというようなことでありまして、1つ目の医療体制の整備推進でございますが、先般、新病院建設の設計業者が決定いたしました。基本設計・実施設計と合わせて事業認定業務を進め、夏頃には用地を取得させていただき、年末に実施設計を完了し、年明けの平成26年1月に本体工事の入札を執行し、3月までに着工したいというふうに考えております。また、保健センター（仮称）につきましては、平成25年8月頃に基本設計・実施設計を発注したいというふうに考えており

ます。2つ目の防災・減災対策の推進でございますが、本年度は1つ目に防災無線のデジタル化を推進、2つ目に避難路、避難場所の整備、避難訓練の実施、3つ目にハザードマップの作成、4つ目に地域防災計画の見直し、5つ目事前復興計画への着手などを計画をいたしております。大きな3つ目の交流人口の拡大と地域の活性化につきましては、体験型観光のさらなる推進と地域がキャンパス事業などの推進を行う予定といたしております。4つ目の地域維持公共交通システムの構築でございますが、新たにデマンド型乗り合いタクシーの実証運行を5月から日和佐地区で実施する予定といたしております。5つ目の子育て支援の拡充でございますが、1つとして美波町子どもの未来創造教育基金（通称名「すくすく美波っこ基金」）条例を制定いたしまして、保育園・幼稚園の第3子以降の保育料・授業料の無料化、また3つ目といたしまして専門職による相談やあそびの教室事業などの開催する予定といたしております。6つ目のサテライトオフィス誘致でございますが、昨年引続きまして誘致活動を積極的に行っていきたいというふうに考えております。7つ目の水道未普及地域の解消につきましては、深瀬地区の給水管敷設工事を平成25年度中に完成をさせたいというふうに考えておりますのと、共に水道未普及地域の飲料施設についての検討を行うことといたしております。

以上7項目を重点事業として、今年度集中的に取り組みたいと思っておりますので、議員の皆さま方のご支援とまたご協力ご指導をお願いしたいと思います。以上答弁とさせていただきます。

議 副 町 長

副町長

私からは、3項目目の滞納への対応の現状と今後の取り組みについてお答えをさせていただきます。

町税や国保税、水道使用料などの各種の使用料等につきましては、貴重な自主財源であり、財政運営上大変重要な財源であります。特に町税につきましては、平成24年度一般会計当初予算で申し上げますと、歳入全体の約1割を占めており、自主財源の中では約5割を占めております。この状況は平成25年度当初一般会計においてもほぼ同様でございます。また、国保税や水道使用料などの使用料等につきましても、各目的に添った事務事業を行う上で大切な財源でございます。

しかしながら、町税等や各種使用料において滞納者が存在しております。負担の公平性の観点からも滞納者対策が大きな

課題となっております。これまでも色々な滞納対策への取り組みを行ってまいりました。

特に、町税につきましては、平成18年度に徴収率が徳島県下で最下位になったことを受けまして、平成20年度から全庁体制での滞納対策に取り組んでおりまして、最初は課長等の管理職での町税・国保税や水道使用料等の各種使用料について徴収期間を定めまして一斉徴収を行っております。その後平成21年度からは一般事務職全員によります一斉徴収を行っております。この一斉徴収により、一定の成果は上がりましたが、滞納を解消するには至っておりません。

このため、平成24年度につきましては、一斉徴収に変わりをまして、担当課によりまして滞納者個人の滞納状況を再確認し、支払い能力の確認に努めることといたしまして、一定額以上の滞納者に対し、預金と生命保険調査を行い財産状況を把握することに努めました。この財産調査の結果により、納税に誠意のない滞納者については、滞納処分予告書を発送し、町で差押処分を行うという気概を示す取り組みを行っております。

また、徳島滞納整理機構への事務移管とか、徳島県とも連携を図りながら、引き続き滞納処分を含めた取り組みを行うことといたしております。町税以外の対応の現状と取り組みでございますが、先ほどの町税の一斉徴収と合わせまして、各種使用料についても合わせた戸別訪問による徴収を行っております。一斉徴収の対象とならなかった滞納者につきましては、各担当部署により対応いたしております。国保税の滞納者ですと、被保険者証について有効期間を限った短期被保険者証を交付し、更新時における納税相談により納付勧奨を行っております。また、介護保険料では、納期ごとに督促状を送付し、更に催告状を送付し、その後電話や戸別訪問による納付勧奨を行っております。介護保険料を滞納しますと、介護サービスを利用する際に個人負担が1割から3割となるような措置も講じることが出来ます。後期高齢者保険料につきましては、有効期間を限定した短期被保険者証を交付しております。また、住宅使用料につきましては、未納者に対する督促、電話連絡、戸別訪問を行って納付勧奨を行っております。今後は連帯保証人に対する請求も行って参りたいと考えております。水道使用料につきましても未収金が増加傾向にあります。このため、滞納者をランク付けし、戸別訪問の回数を増やしたり、支払い計画を示した誓約書を交わし、未収金の回収に努めております。特に、支払い

が滞り気味な家庭につきましては、未収額が多くなならないうちに訪問し、支払いを促し、新たな滞納者とならないようにしたいと考えております。このような努力をしてもなおかつ支払いのない家庭につきましては、監査委員からもご指摘を頂いておりますけれども、給水停止の実行についても検討して参りたいと考えております。公共下水道使用料等につきましては、滞納者宅への戸別訪問を中心に納付相談を行って早期の収納に努めております。

以上が町税や各種使用料等の滞納への対応と現状でございます。今後の滞納への取り組みといたしましては、町税につきましては、引き続き滞納整理機構への移管とか徳島県と連携した取り組みを行いまして、差押え等の滞納処分を行っていただき滞納額の減少に努めて参りたいと考えております。

町におきましても、財産調査等の結果を踏まえまして、預金等の差押えを行って参りたいと考えております。また、町税の滞納者がその他の使用料等の滞納者と重複している場合が多く、このため、滞納者の状況を各部署で共有する事が重要であると考えており、各部署でより緊密な連携を図りながら、取り組んで参りたいと考えております。

監査委員からご指摘を頂いております弁護士の活用についても、検討して参りたいと考えております。なお、このような滞納対策を講じてもやむを得ず時効となった町税等については、不納欠損処分を行わせて頂くこととなりますけれども、分納などの納付制約を取るによりまして、時効の中断を行い、出来る限り欠損とならないよう努めて参りたいと考えております。

また、今後の滞納者に対する措置として、行政サービス等の制限の導入の是非についても検討して参りたいと考えております。以上課題と今後の取組について説明を終わります。

議 長 寺下議員
1 1 番 議 員

寺下議員

自席の方から再問をいたしたいと思えます。ただ今様々な答弁をいただきました。次の6月議会には美波町第2次総合計画も報告される予定だと聞いております。今後も選択と集中で住民と協働の活力ある町づくりを推進していただきたいと期待しております。

また開会初日に議決した美波町どもの未来創造教育基金の設置は、子育て環境の充実におおいに効果を発揮してもらえるものと期待しますが、基金の活用についてはまだまだこれからの部分があるのではないかと思います。活用内容について、ど

のように決定していくのか、例えば教育委員会や住民生活課と関係所管課内での協議によるものなのかどうかというのを伺いたいのと、まだそれについては検討をしているところであるならば、新たに活用検討委員会であるとか、プロジェクトチームであるとか、そういうったものを立ち上げて、公募住民と住民からの意見も汲み上げながら美波町の住民ニーズにあった特色ある活用について協議していく方法も提言したいと思うのですがいかがでしょうか。加えて本町においては、一世帯あたりの子どもの数は決して少ないとは私は思いません。子どもを産む世帯が絶対数的に少ない、そのように感じます。そこに視点をおくと子ども医療費無料化や、保育料の無料化等子育ての環境充実に関しても施策の拡張による充実ではいつか限界がくるのではないのでしょうか。今後は根本的な若者の定住施策にも本気で取り組んでいくことが求められてきます。現在震災前箇所の厳しい現実もある中で、高規格道路等道路環境も良くなり、本町で暮しながら周辺市町に働きに行きやすくなりつつあります。少子化に少しでも歯止めをかけるには、若者が暮し続けられる住宅の確保が今後ますます重要になってきます。そのあたりはどのように考えておられるのでしょうか、伺います。

滞納に関しては副町長の方から答弁をいただきました。いろいろな検討を重ねて実行しておられるということ、やはり年々住民の所得は減少してきておるといろいろな事情もあるかとは思いますが、先ほど平成24年度においては財産状況の把握であるとか、具体的に調査を進められて行っているという話がありました。今後もきめ細やかな納税相談であるとか、徴収体制の強化など、戸別訪問に対しては粘り強さも本当に必要になってくると思うんですけど、そういう体制の強化などを努力していただいて、住民間の不公平感がでないように、これまで以上に重点をおいて成果を上げてもらいたいと思いますのでお願いします。

議
町

長 町長

まず美波町子どもの未来創造教育基金の活用方法でございますけれども、当面につきましてはまず1つは医療費の軽減に必要な財源として、2つ目といたしましては保育料また幼稚園の授業料の第3子以降の無料化、そして3つ目といたしましてはすくすく美波っこ事業での財源と考えておりまして、今議会の初日に議決をいただいたところでございますけれども、予算についていただいたところでございますけれども、金額は5千

万円というふうになっております。基金につきましては今後財政状況を見ながら積み増しをしていくことといたしております、その基金の額の増加によりましては、議員がおっしゃっていただいているような活用方法について検討をしていくというふうなことになっていくのかなあと思っておりますけれども、現在のところは先ほど申しましたように、大きく3つの財源として措置したいと考えておるところであります。2つめの若者定住に繋がる住宅の確保についてでございますけれども、この件につきましては、私共もつねづねこの件につきまして頭を痛めている、これはどういうことかということ、南海トラフの巨大地震についての浸水の想定が出たということ、現在のこの美波町の沿岸部の地域というのは、ほとんどが浸水域にあたるということございまして、住宅用地をかまえるにしても高台で敷地造成をしなくてはいけないというようなことがございます。この住宅用地もそうですけれども、他の公共施設の移転も含めまして高台のいわゆる整備っていうものを昨年から一部検討しているところでございますので、議員が提案ございました若者定住に向けての住宅整備につきましても、検討を加えていきたいというふう考えております。

議長
1 1 番 議員

寺下議員

人口の減少は町の活力の衰退に直結します。マンパワーを今後も維持し、外からの視点や応援も十分活用しながら、地方の小さい自治体ではあっても、一人ひとりが元気で笑い声が町中から聞こえる、そのような町政運営を推進していただきたいと思えます。

議長
1 1 番 議員

寺下議員

次ぎに2問目、防災対策について質問いたします。本日3月11日、東日本大震災からちょうど2年が経ちました。2年前のその日、娘の中学卒業式を感慨深く終え、午後から本庁3Fの委員会室での全員協議会に出席中、大津波警報が発令されました。会議を途中で切り上げ、その後、議会事務局のTV画面で何百台・何千台という車が木の葉のように流されている映像を見たときの衝撃は、未だ昨日のここのように思い出されます。

先日、テレビである映画の予告編を見ました。その映画は、「遺体～明日への十日間」というタイトルで、舞台は、岩手県釜石市の遺体安置所。ジャーナリストが実際に取材し書かれたルポタージュが原作になっています。あの時、被災現場で何があったのか、どのような光景が広がり、どのような感情が渦巻いて

いたのか、予告編を見るだけでも涙があふれました。抑えようのない怒りをどこにぶつけたらいいのかも分からない過酷な現状、360度どこを見回しても悲しんでも悲しみつくせない惨状。あの日、たくさんの尊い命が失われ、未だに全国で避難生活を続けられている人々のことを考えると、海のすぐそばで暮らす私たちは、決して2年前のあの日のことを忘れてはならない、そう思わずにはいられません。何より、私たちはまだ被災していない。30年以内に60%という確率で発生すると言われていている現状で、私たち一人ひとりが今やらなければならないことは、被災前の今と言う時間の貴重さを十分に認識し、行動に移すことなのではないでしょうか。過ぎてしまった時間は2度と取り戻せない。だからこそ、失われた尊い命を無にしないためにも今から備えていかなければならない、そう強く思います。

東日本大震災以降、一般質問のたび、防災対策については質問を重ねてきました。自助・共助・公助という言葉も、誰もが知る言葉となりました。また、東日本大震災においては想定外という言葉が何度も使われ、想定外も想定内とし、浸水予測も繰り返し発表されています。実際、次にどのレベルのものが来るのかは分かりません。考えれば考えるほど、どこまで備えたらいいのかと不安だけが膨らみ、私自身、真剣に考えれば考えるほど混乱することもありました。これまでにしてきた一般質問にしても矛盾があったかもしれないとも思います。しかし、2年たった今思うことは、防災と減災は、全てが同じ到達点にあるのではなく、どこかで区別しながら、現状・状況に応じて形を変えながら進めるものなのではないか。重点的に予算を付けて一気にやってしまうものと、時間をかけ予算をかけ形にしていくもの、この2つの対応策を並行して進めていくことが、今の私たちがやることなのではないかという考えでいます。

それは、10月に東北の被災地視察に行ったとき、現地でお世話になった様々な皆さんからいただいた言葉に共通する思いというものが、大きなきっかけになっています。それは、数十年から百数十年に1度の地震・津波へはハード面の整備も含め、防災対策が重要であって、今回の東日本大震災のような千年に1度の地震・津波へは減災対策を。あのような大震災は、決して防げるものではない。だからこそ、少しでも被災を減らす、一人でも多くの命を救うというスタンスを持たなければならない。最初から諦めてしまうのではなく、出来ることから始める

こと。それを永久に継続すること。一人ひとりが、考え・行動する意識を育成することが大切だ、というものでした。その思いは繰り返し、今も私の頭の中でよみがえります。

東日本大震災から2年が経過し、本町においても、目に見える形で避難路や避難階段が整備され、標高表示もどんどん増えてきています。今後も継続して対処していくことは重要であり、海のそばに暮らす私たちにとって、町として住民の安心な暮らしを確保することは最も優先すべき課題です。今回の質問のいくつかは、東日本大震災のような千年に1度の地震・津波には対応できないものもあるかもしれませんが、公の果たす役割として質問いたします。それでは、細かく4点に分けてお伺いします。

災害時、海部消防組合の担う役割は大きいと考えます。現在ある施設等について、地震・津波への備えを含め、今後本部の移設等検討はされているのでしょうか、お伺いします。

次に、関連になるかもしれませんが、現在由岐に配置されている搬送班の方向性について、検討は進んでいるのでしょうか、お伺いします。

3点め、本町における防災に係る共通理解・共通認識の大元になるものは、地域防災計画であると理解しています。その計画は平成25年度内に策定すると、以前答弁をいただいていますし、広報みなみ1月号の町長の新年のご挨拶にもありました。その進捗状況について、またその基本的部分を担う個別対処危機管理マニュアルの進捗についてもお伺いします。

最後に、公の果たす大きな役割の1つに情報提供サービスの向上や意識啓発があります。2月6日の午後に配信されたエリアメールは、私は体験することが出来ましたが、知らない住民もたくさんいたと考えられます。これだけ、携帯電話やスマートフォンが所有されている現状で、このツールを活用しないのはもったいない。もっと、周知に力を入れるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、避難路・避難場所等地図情報についても、携帯電話やスマートフォンを活用し、使い方の周知も含め、住民へより早く、知りやすく、分かりやすい情報提供の充実を構築していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。加えて、防災行政無線は、繰り越し予算にも上がっていましたが、進捗はどのようになっているのでしょうか。以上、4点答弁よろしくお伺いいたします。

議
副

町

長 副町長

私から、寺下議員の一般質問のうち、二項目目の搬送班の今後の方向性について答弁をさせていただきまして、その他の項目につきましては担当課長より答弁をさせていただきます。

地域高規格道路の日和佐道路が平成19年5月12日に日和佐ICと由岐IC間が開通したことにより、翌月の6月から由岐地区全域が海部消防組合の救急搬送範囲に組入れとなりました。これを受けまして、当時の由岐地区住民説明会において搬送班の在り方についてご意見をいただいたところ、「5分・10分の到着時間の遅れが救える命が救えない」との強い訴えがありまして、町独自の施策として搬送業務を継続することとし、毎年検証を加えた上で搬送班による搬送業務を現在まで継続してきているところでございます。

町長は、昨年に搬送班の在り方や方向性等について検討するための検討委員会を設置したいと申し上げておりましたが、現在まで未設置となっております。このため、早急に検討委員会を設置し、方向性を検討して参りたいと考えております。

なお、参考までにこれまでの搬送班の出動状況の現状について説明をさせていただきますと、由岐地区が海部消防組合の救急搬送範囲に組み込まれました平成19年度でございますが、搬送班による搬送が150件、海部消防による搬送が35件、平成20年度では搬送班が169件、海部消防が32件、平成21年度は搬送班が156件、海部消防が42件、平成22年度は搬送班が147件、海部消防が34件、平成23年度は搬送班が190件、海部消防が33件、平成24年度でございますが、本年2月末現在までで搬送班が143件、海部消防が51件となっております。

これを平成19年度から23年度までの5年間を平均いたしますと年間162件でございますが、海部消防に組み入れられる前までの過去4年間でございますが、その年間平均151件よりも10件ほど年間平均で上回っているという現状がございます。また、海部消防組合によります救急搬送も、年間平均にしますと35件の出動がございます。

このような搬送班と海部消防組合による搬送の現状を踏まえますと共に、平成28年4月に予定をいたしております新病院の開院とか、間もなく始まりますデマンド型乗り合いタクシー運行の実証実験などの地域公共交通の在り方とも絡めまして、搬送班の今後については検討委員会を早急に立ち上げ、検討し

議 長
消防防災課長

て参りたいと考えております。

消防防災課長

それでは私の方から、まず海部消防組合が果たす役割、本部の移設等の検討についてご説明させていただきます。この件につきましては、海部消防組合の方へ問い合わせを行い、次の回答をいただきました。

平成24年10月31日公表の徳島県津波浸水想定資料によりますと、海部消防組合日和佐出張所につきましては浸水はございません。海部消防組合海南消防署におきましても同様であり、浸水はございません。しかし、海部消防組合本部につきましては、3～4mの浸水地区となっております。

随時、緊急性の高いものより整備しております。平成24年度では本部に消防ポンプ自動車を3月15日に納車予定であり海部消防組合創設以来20年目にしての購入であります。平成25年度には救急車、これは牟岐・海南の方に配車を予定いたしており、平成26年度より消防救急デジタル無線の整備事業が始まり海部地区では、約8億の事業費が必要であります。この事業が完了次第構成町に相談の上、海部消防組合本部の高台への移設を検討したいと考えております。とのことであります。

続きまして、地域防災計画の策定ならびに個別危機管理対処マニュアルの進捗状況についてご説明させていただきます。まず始めに地域防災計画策定の進捗状況でございますが、先日の補正予算におきまして、委託料につきましてご承認頂きましたので、今後、業者選定を行い、作成業務委託を行いたいと考えております。また、平行しまして危機管理プロジェクト幹事会で素案の検討を行い、防災会議の開催、防災会議での計画の決定を行っていきたいと考えております。

ただし、徳島県の地域防災計画も見直し中でございます。また現在美波町独自のハザードマップにつきましても作成中でございます。これらとの整合性を図る必要がございますので、完成時期につきましては未定であります。25年度中での完成を考えております。

個別危機管理対処マニュアルにつきましては、昨年12月20日開催の危機管理プロジェクト幹事会にておきまして最終案に了解をいただき、誤字・脱字等を修正の上、専門部会での見直しを経て、3月1日の危機管理プロジェクト幹事会におきまして、今後のマニュアルの活かし方についてご検討いただきまして、早い時期でのマニュアルを用いた図上訓練を行うことと

いたしましております。この訓練を通じて、マニュアルの不都合な点、課題につきましては、随時、修正を加え、よりよいマニュアルを目指し、職員の意識の向上、啓発のためのマニュアル、いざという時に役立つマニュアルにしていきたいと考えております。

最後に情報提供サービスの提供ならびに防災無線の進捗状況についてご説明させていただきます。まず始めに緊急速報メールにつきましては、3業者と協議し、昨年10月から、配信できることとなっております。内容といたしましては、気象庁が感知し配信する、緊急地震速報、並びに津波警報、大津波警報につきましては、美波町内で携帯電話をお持ちになっている方に一斉に配信するサービスと、もう1つ美波町が配信元となって避難勧告、指示、各種警報などを美波町内の緊急情報を配信できるサービスがございます。この件につきましては、昨年10月の広報「みなみ」、及び美波町のホームページにも掲載させていただき、周知をさして頂いております。

今回2月6日の津波注意報につきましては、美波町が配信いたしました。現在は3業者別々に入力し配信する必要があるため、タイムラグがあるのが喫緊の課題となっております。ただし県のすだちくんメール、あと整備予定の防災行政無線との連携又は3業者を連携して配信することのできるソフトの購入などについて今、現在検討を重ねているところでございます。

また、携帯電話やスマートフォンへの避難路・避難場所等地図情報の掲載につきましては、内容を充実させる必要性の件でございますが、現在作成を進めておりますハザードマップを美波町のホームページに掲載する予定にいたしております。この件につきまして携帯電話やスマートフォンへの掲載の手法についても検討させて頂きたいと考えております。

防災行政無線の進捗状況につきましては、昨年8月にプロポーザル方式により設計、施工の業者を選定し、NTT西日本に決定し、現在、設計を行っているところでございます。

この作業は3月中に完了予定であり、工事費が確定次第、4月の早い時期に、議会のご承認をいただき、工事に取り掛かり、25年度中の完成予定といたしております。議員のみなさまには、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたしたいと思っております。以上でございます。

議 長 寺下議員

1 1 番 議 員 自席から再問をしたいと思っております。先ほど答弁をいただきま

した。まちづくりであったりとか、防災とか減災に関してよく安心・安全という言葉が使われるんですけど、安心と安全は似ていて少し異なるもののような感じがします。こと地震・津波の災害に対しては、他人任せではなく、一人ひとりが考え、行動するということが最も基本となります。住民にとって安心な暮らしとは、どのようなものなのか。地震・津波の発生時、まず逃げるということが当たり前という習慣づけを行うことで、避難路がしっかりと確保されていれば、人は避難口、登り口までまず動くという行動を起こすのだと考えます。このようなことを言いながらも私もどこかまだ現実感がないというか、昨日ちょっと足を痛めまして、今の状況で階段の一段も上りづらい状況であります。そんな中でいますぐ逃げなさいっていわれたときに、自分自身普段ならどんな高い山でも登れると思っているんですけども、ほな今起こったときに自分がどこまでって考えたときには、やはり不安があります。多分町内にも高齢者等含め、そういう不安を抱えていらっしゃる方はたくさんいると思うので、今後ともそういういろんなパターンも考えながら、対処していくことが必要になるのではないかとということを私自身現実に考えております。もちろん、個々の抱えている実情には差がありますが、先ほども言いましたように、日々、不安におののきながら生活するのは大変しんどいものです。疲れ切ってしまうと思います。日常生活においては、先ほど答弁いただいた海部消防の本部の高台移設の件もありました。また搬送班の今後の検討もあると思うんですけども、安心して暮らせる環境の整備をお願いしたいと思います。防災・減災に関しては自助・共助の意識の啓発の向上に関し、行政側からの働き掛けをこれからもお願いしたいと思います。危機管理プロジェクトも設置後半年ほどが経過しました。先ほど消防防災課長の方から防災会議の開催も考えているという話があったんですけども、これはどういったものなのか教えていただきたいとします。また全職員が関わるプロジェクトであります。各職員の自助意識のますますの向上により、自然と職員自らが地域に入っていくという行動に移っていくのではないかと考えますが、そのあたりは現状どうなのでしょう。各自主防災会ごと課題や悩み等は異なると思います。また、一番その地域の現状を把握しているのは町内会だと思います。町内会と自主防災会を連携させ、課題や悩みを1日でも早く、1つでも多く解決するために地域担当、防災の分の地域担当職員として入っている職員は

今後どのように一緒になって活動していくのか、先ほど25年度は避難訓練にしても努力というか、していききたいという話があったんですけども、避難訓練についても各自主防災会でさまざまな工夫であったり、パターンがあると思うんですけども、そのあたり何か具体的なこれからの取り組み等を考えられているというのがあればお伺いしたいと思います。

議 長 防災課長
消 防 防 災 課 長

私の方からは防災会議の件と避難訓練の件についてご説明させていただきます。防災会議でございますが、これにつきましては設置が義務付けられておりまして、町の方の防災関連の件につきましては、この会議を持って決定するという事になっております。現在今まで平成20年の防災、地域防災計画決定後、開かれておりません。ですので今回地域防災計画を見直すということにあたりまして、4月に再度立ち上げさせていただきました。この地域防災計画等々の計画につきましては、審議をいただき決定していただくことを行うことにしております。

避難訓練につきましてはですが、先日の自主防災会の役員会でもちょっとお話をさしていただいたんですが、一応去年も3回ほど県等々と連携して一斉の防災訓練・避難訓練をさせていただきました。それと今回これも3回、7月9月12月、一応未定であります。25年度も訓練を予定いたしております。その他にどこか町の方で一斉訓練をして欲しいという要望もありました。あと自主防災会の方でも斯く斯くかくかく計画を立てていただきたいということで、ご説明はさせていただきますので、町と自主防災会・町内会と連携いたしまして、計画を進めてまいりたいと思っております。以上です。

議 長 寺下議員
1 1 番 議 員

先ほど避難訓練についても、いろいろなパターン考えられているというお話がありました。少し話しは変わりますが、木岐小学校は昨年、今年だったかな、国だったか県だったかちょっと分からないんですけども、防災賞という賞を受賞しております。地域と学校・PTAが連携し、避難路の整備を行ったことが評価されたものです。西の地の防災きずな会であったり、阿部の阿部地区の自主防災会の取り組みも全国的にもメディア等で取上げられています。それぞれに自助・共助・公助により、それまでさまざまな葛藤や試行錯誤があったと思いますが、それを重ねながらも努力の甲斐があって、うまく機能した結果だと思います。成功体験の積み重ねが次のステップへのやる気を

生み出すのは周知の事実です。行政からの働き掛けとの相乗効果で、そういった動きが今後も美波町全体に広がっていくことに期待したいと思います。

少し話は変わりますが、徳島県では3月1日付でグーグルと防災への取り組みに関する協定を締結しております。自然災害や人道的危機において、県が保有する重要な情報を、より多くのインターネットユーザーにアクセスしやすい形で提供すること。協定の内容としては、安否情報発信であるとか、検索であるとか。あと地図情報の発信であるとか、ライフライン情報の発信ということが、協定の内容にあります。本町においても、コメリさんでしたかね、と災害協定を結んだということを新聞報道でも知りました。そういった連携の構築は住民にとっても、大きな安心感につながると思います。

先ほど消防防災課長の方からも情報提供のサービスの向上については、町としても前向きに取り組んでいるという答弁もありました。そういったことが今後とも継続してバックすることなく進んでもらえるようお願いしたいと思います。

最後に、防災というのは防災だけに特化するのではなくて、全体的なまちづくりに繋がるものだと考えます。一人ひとり考えてくださいよって、こう放り出すのではなくて、やはりそういう一人ひとりが考える機会っていうのをつくることも重要になってくるのではないかと思います。それってというのは健康づくりであったり、地域の話題であったりとか、そういうことに色々な場面でそういうことは見られると思いますので、そういう様々な会合時にワークショップを開くようなかたちで、一人ひとりが逃げることにに関して考える場とか、協議を持てる場っていうのを設けていったらどうかなあと思うんですけども、そのあたり今後何か考えられていることがあれば最後にお伺いします。

議
町

長 町長

今最後でご質問いたさきました防災の考え方といいますか、どのようなかたちで進めていくかというようなことかなあと思いますけれども、私共では東日本大震災以降、防災・減災の考え方を全ての施策のベースとして考えましょう、というようなことで町内では行っております。1つは今議員がおっしゃっていただいたように健康づくり、元気でなければ逃げることもできないということで、ヘルスメイトさんの会でありますとか、そういった時にその健康と防災をコラボしたようなかたちでやっ

ていきましようとか、というようなことで進めさしていただいております。今後多くの考え方の中で、特にいろいろなことに対して防災の考え方を少しでもその会議でこちらの方から提供したりまた、その輪の中で話し合える場の提供といえますか、話題の提供を今後とも進めていきたいなあと思っておるところでございますので、よろしく願いをいたします。

議 長 寺下議員
1 1 番 議 員 町としての備えはいざというときにしっかりと機能しないなければ意味がありません。常に明日来るかもしれないという意識を持ちながら、様々な機関と連携を深め、住民の意識啓発も合わせて地震・津波への備えをスピード間を持って進めてもらうことを心からお願い申し上げて、私の質問は終わります。

議 長 以上で寺下議員の一般質問は終了しました。
小休します。

(時に 10時16分)

(小休中)

(時に 10時35分)

議 長 小休に引続き再開いたします。
続いて12番新開議員の一般質問を許可いたします。
新開議員

1 2 番 議 員 ただ今、議長より了解を得ましたので、私から一般質問をさせていただきます。今この太平洋沿岸を含め、近々数10年以内に起こるといわれておる三連動の地震・津波が大きなかかりとなっておる現実。美波町の公共施設で耐震診断・改修工事をしていない施設はどのくらいあるのか、またうみがめ荘、海の端に近いうみがめ荘をベストウェスタン日和佐に管理運営契約をしているが、耐震改修工事をしていない町の施設を町として今後どのように考えているかお答え下さい。よろしく願います。

議 長 副町長
副 町 長 それでは新開議員の一般質問にお答えをさせていただきます。美波町内の公共施設の耐震診断・改修工事についてでございますが、まず美波町の公共施設で耐震診断・改修工事をしていない施設はどのくらいあるのかについてでございますが、この役場庁舎や病院・学校関係施設・社会教育関係施設・町営住宅等、町が所有又は管理する公共施設は数多くございます。

これらの施設の多くは、昭和56年6月1日以降のいわゆる新耐震基準で建築された建物でございまして、耐震性を有して

おりますが、それ以前に建てられた施設については施設の老朽化と相まって、少数ではありますが、今後の対策が必要な建物もございます。

旧耐震基準によって建築された建物については、今後起こりうる東海・東南海・南海の三連動地震対策として、施設の耐震化等の重要性は十分認識致しており、これまで計画的に耐震診断等を実施し、必要に応じて耐震改修も行っております。たとえば、役場庁舎では由岐支所及び由岐公民館、日和佐公民館等の重要施設でありますとか、小・中学校施設につきましても、耐震改修が出来ております。

しかしながら、日和佐病院・由岐病院など重要施設でありながらも耐震診断の出来ていない施設もご指摘のとおりいくつかございます。病院につきましては、現在美波町医療体制整備方針に基づき、新病院として仮称ではありますが保健センター等も建設することとしておりまして、また新病院につきましては、免震構造の建物といたす予定でございます。

ご質問、後段部分のうみがめ荘についてであります。平成20年4月から株式会社ベストウエスタン日和佐に管理運営を委託いたしております。この株式会社ベストウエスタン日和佐は、うみがめ荘にベストウエスタンホテルのブランドを付与する計画で、当町に監理運営会社として設立されたものでございます。管理運営を委託した後は、ベストウエスタン側におきまして事業展開を行って頂き、大規模改修又は建て替えについてベストウエスタン側が自己資金において行って頂く予定といたしておりました。しかしながら、その後の社会・経済情勢の変化とか株式会社ベストウエスタン日和佐の資金不足による改修の遅れで、うみがめ荘はベストウエスタンのブランド付与のための基準を満たすことが出来無かったこともございまして、ベストウエスタンアメリカ本部より、「ベストウエスタン」という社名の一部を使用することを禁止する要請がございました。

このため、「株式会社ベストウエスタン日和佐」から商号を「うみがめ荘株式会社」に変更したい旨の協議がありました。商号変更後も役員並びに経営方針に変更はないということでありましたので、平成22年3月に商号変更に関する協定を締結いたしまして、引き続き「うみがめ荘株式会社」に管理運営を行って頂いているところでございます。

当初の計画では、大規模改修又は建て替えについてはベストウエスタン側が自己資金において行って頂く予定としておりま

したが、うみがめ荘の建物の所有者は美波町でございます。このため、ベストウェスタン側によります当初計画の大規模改修等が遅れていることも踏まえまして、耐震診断の実施につきましてはうみがめ荘株式会社とも協議しながら、検討して参りたいと考えております。

また、昭和56年以前の旧耐震基準により建築された公共施設についても、今後は、必要に応じた対応をして参りたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

議長
12番議員

新開議員

それでは自席から再質問させていただきます。今回この件で一般質問させていただいたのは、先月2月の13日付けの徳島新聞に記載されておりました国土交通省から耐震改修促進法という法律が提出される予定だということでございます。耐震基準が強化された1981年以前に建てられた大型施設に耐震診断を義務付け、罰則も課すということでございます。30年以内に起こるといわれている南海トラフと地震に備え、耐震化の促進を図るもので、不特定多数の人が利用する公共施設を含む建物の内、大規模なもの、また老人ホームなど小さい施設も含める方針で、耐震診断の実施期限は2015年末までといわれています。行政が民間施設まで踏み込んで指導・指示する以前に公共施設の診断・改修を早急に検討していただきたいということで、今回私も一般質問させていただきました。

またうみかめ荘については、約40年が経っており、昭和40年代中ごろに全国各地で旅行を主とした国民宿舎として多く建設されました。しかしその後、施設の老朽化と宿泊施設のニーズの違いから多くの施設が閉鎖に追い込まれ、なくなっていた状況にあります。平成20年9月ごろの議事録を見せると、先輩議員等も含め、話し合いの中で、うみがめ荘は大規模な改修を行う必要があると答弁されておりました。消防法の改正も修繕も県の方からもいろいろと修繕してくださいという通知は受けたそうでございます。その消防法については今一応修繕は済んでおると聞いております。またその当時の施設の修繕・改修等の話し合いがその平成20年代の議事録の中では主に占めておりました。耐震診断・耐震改修等の話しも議事録にはなかったように思われます。このような中で今、副町長からお話がありました、うみがめ荘との運営管理契約の中身を含め、十分当事者間で話し合い、進めていって欲しいと思います。以上です。

議 副 町 長 副町長

今、議員の方からご指摘がございました徳島新聞の新聞報道でございますけども、今国会に国土交通省が提出を予定しているという耐震改修促進法改正案の中身について説明がございましたけども、それにつきましては私も承知をいたしております。

この改正案では、昭和56年以前に建築された不特定多数の人が利用する施設などで、政令で定める建物の種類ごとに、耐震診断の実施が義務づけられるということが予定されております。

この改正案では耐震診断の基準となる延べ床面積でございますが、5,000㎡以上ということで検討されているようでございまして、うみがめ荘につきましては、延べ床面積が2,537.56㎡でございますし、その他先ほど申し上げた耐震診断が出来ていない町有施設につきましても延べ床面積が5,000㎡未満の施設がほとんどであるというようなことで、改正法による耐震診断の義務づけ施設からは除外されるのではないかとこのように考えております。

しかしながら耐震診断の出来ていない公共施設につきましては、うみがめ荘も含めまして計画的にまあ対応して参りたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

議 1 2 番 議 員 長 新開議員

議席から再々質問させていただきます。今、副町長から答弁をいただきました。まだ多くの施設が残っていると思います。中に各地域にある公民館の施設、特に海の近くにある耐震工事をしていないということを聞きました。たしかに海の近くでは津波は問題あってもその前に地震があるわけで、施設が海の近くだろうが高台だろうが、震度が8前後くればその利用時間・利用目的・利用内容からすれば、津波の前に地震から施設を守ることが大切だと思います。立替・移転・耐震工事も考えられる中で、全体的に考えてみて欲しいと思っております。以上でございます。

議 7 番 議 員 長

以上で、新開議員の一般質問は終了いたしました。
続いて7番北山議員の一般質問を許可いたします。
北山議員

それでは一般質問をさせていただきます。今回の質問は大きく3点についてお聞きします。

第1点目は行政の成果について、その1としまして行政実績の検証評価を誠実に実施するよう要望します。町長は新春の成

人式で、出席された新成人69人に対し、夢があるものは希望がある、希望があるものは目標がある、目標があるものは計画がある、計画があるものは行動がある、行動があるものは実績がある、実績があるものは反省がある、反省があるものは進歩がある、進歩があるものは夢があるとはなむけの詩を送られました。私も聞いていて感動し、新成人の皆さんもそれぞれ人生訓として長く胸に抱きとめてくれるよう願いました。この詩の教えは、1 この人間だけではなく、あらゆる組織・団体の行動運営についてもいえるひとつの心理であると思います。当然、町行政の執行についてもあてはまると思います。行政の執行にあたっては、はなむけの詩に歌われている次の各段階、1. その事業への夢と希望を持っているか、2. 次の目標と計画は確立したか、3. そして行動と実績は整ったか、4. 最後に反省と進歩が見られたか、この4段階は有効な行政執行のため、どれひとつかかせない肝心なものです。今、町は新しい病院を作ろうとしています。病院がないから作ろうとしているのではなく、現在の病院を新しい病院に作り直そうとしています。新病院は夢と希望を持って作られなければなりません。しかしその前の段階である現病院の反省と進歩の段階がないように私は思います。反省と進歩のない夢と希望は幻にすぎません。反省と進歩、すなわち現病院経営への検証作業は欠くことのできない段階であります。それがないように思います。今病院建設を例にしましたが、反省と進歩の段階、すなわち検証がおこなわれていない行政実績が非常に多いと思います。いやほとんどの事業実績は検証されていないといっても過言ではないと思います。新年度からは全ての事業で執行後、実績を見て、反省し、改善・進歩を図る。すなわち検証を実施するよう提案要望します。

また第2としまして、成果表の充実について要望します。毎年度末に提出されている主要事業の成果表を見ても、ほとんどすべてといっても過言でないぐらい各課の事業は予算を使ったパーセントをその成果として掲げられています。予算を何パーセント使ったかは成果ではなく、実績です。成果というのはその事業の目的が何パーセント達成できたかということで、真剣な検証、すなわち町長のしの反省と進歩の結果図られるものだと思います。そうした成果、すなわち反省と進歩の集合した成果表を見れば、次の年への夢と希望が湧き、意欲的な目標と計画となり、レベルアップした行動と実績へと繋がっていき、町

政の発展をもたらすと思います。以上2点について提案要望したいと思いますが、町長の考えはいかがですか。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

私の方から、今の北山議員の一般質問についてお答えさせていただけたらと思います。

まず、行政の成果についてということで、行政実績の検証実施についてでございますけれども、行政実績の検証につきましては、社会経済情勢が大きく変化する現在、各事業を進める上においては、随時その現状と課題などに対して行うことが必要となって来ております。特に、毎年度当初予算時においては1年間の実施状況を踏まえて、新しい年度の予算を編成させて頂いているところでございます。

また、定例監査時には事務事業の進捗状況や主な事業の進捗状況などの報告をさせて頂き、決算認定時には年度内の主要施策の成果に関する説明を行い、議員各位からもご質問・ご意見などを頂き、行政運営を進めさせて頂いているところでございます。第2次総合計画策定におきましても、主要施策の取組評価を行い、計画に反映させることといたしております。

それからもう1点、成果表の充実についてでございますけれども、決算認定時の成果表につきましては、地方自治法の規定によりまして、決算の認定に付する際において、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書にあわせて提出することとされております。これを主要な施策の成果に関する説明する書類ということで、成果表といたしております。他の決算認定書類とは異なりまして、具体的表示方法は任意といたしまして、形式も自由となっております。決算審査の対象とはなっておりません。現在決裁認定時にはこの成果表により、事業の成果について審査・ご議論いただいております。不都合はないかと思っております。北山議員さんのご意見につきましては、今後の行政運営を進める上においての、検討課題ということで、お聞きさせていただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長
7 番 議 員

北山議員

自席から再問をさせていただきたいと思っております。これは通告の中で提案、要望2点について要望をいたしますというような通告を事務局に出しておったんですが、要望でやってくださいというような要望の質問だということが抜けてあったんで、総務課長が中身について、るる説明をいただけたらと思う

んですが、現実検証、この中で先ほど町長の詩の中身を言わしていただいて、私は町長はその検証の重要さっていうのが十分分かっておると、そう思いましたんで要望というようなかたちで今後対応してもらいたいというようなかたちで質問をさせていただいたわけなんです、ほの総務課長は中身ができているというような、そういう答弁だったように思うんですが、現実状況を見てみますと毎年度の成果表、これも総務課長は問題ないんだというような答弁だったんですが、現実先ほどもいいましたが、執行状況だけでやはり成果の記録、どれだけの結果がでたのかというようなことはほとんど記録はない状況です。ということからして成果を現したということにはならないと思います。また毎回のこれも去年の12月23日の避難訓練のことも含めてなんです、毎回津波避難訓練をされておる中で、その結果の検証っていうのも現実これはできていません。それから2年前の3.11の大津波警報発令時の町・町民・各種団体の対処、これについても何回も私も一般質問で、その検証をして、地域防災計画の策定にあたっていただきたいというような質問をしていましたが、その中で検証はしないというような答弁があって、検証したというような事実は感じていません。また避難場所・避難経路の確認についても各地域の自主防災会にまかせておるというようなことになるんかも分かりませんが、町自身としてもやはり町民の生命・財産にかかわることなんで、まず町が検証して地元もするというようなかたちにならないといけないと思います。今ちょっと思い当たるだけでも検証をされてないっていうような、そういうことはいろいろ思いあたりますんで、先ほど総務課長が答弁してはいただきましたが、やはり検証はできていないというのは明らかです。

また私だけでなく、町民の方からもある会におきまして、これは町長も出席をされておったと思いますが、その会の中の町民の意見として、議会の会期を延ばして事業検証の議論を実施すべきであるというような提言もあったと思います。検証をやってほしい、やっていないと、目に見えないというような感じは町民も感じていると思いますんで、今後これは先ほどのんは提言でありますんで、それを受けて検証についてはやっていただきたいと、総務課長がというような検証課題というのではなく、やはり事業をしたらそれには検証する、これはあたりまえの話しだと思いますんで、そのところ再度町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議
町

長 町長

ご質問の件につきましては、先ほど総務課長が申したように一般論としてはそのようなかたちで町としては進めさしていただきますし、今後とも検証にあたっても務めていくというようなことで、変わりはありません。ただ今、再問の中でおっしゃられた議会の会期とかいうようなことにつきましては、議会内部の方のことでございますので、町の執行部の方といたしましては、議員がおっしゃった成果についたり、それから検証っていいいますのもいわゆる達成度の問題を指しておられるのかなあというふうにご質問を聞きながら自分なりに思っていたところでございますけれども、町の行政のいわゆる事務事業につきましては本当に多岐に亘っておりまして、全てが全て検証をしていくっていうようなことにはなかなか現実的にはならないっていうところがございます。私が思うには、いわゆる平常的なといいますか、の事務事業につきましては成果報告で示されているような書き振りで十分ご理解もいただけるし、町としてのいわゆる実績も分かるのではないかというふうに考えておりますが、その中で例えば今年3月の提案説明の中で7つの重要施策っていうようなことをご説明もさしていただきましたし、先ほど一般質問の中でも答弁をさしていただいたような事業につきましては、なお詳しく決算の時期にその進捗状況でありますとか、その効果等について検証といいますか、その議会に対しての報告っていうのはやらさしていただいてもいいのかなあというふうに思っておりますので、前向きに考えて行きたいというふうに思っております。

議
7 番 議

長 北山議員

同僚議員の質問にもありましたが、美波町は今後数年間が一番重要な時期だ、今までも当然重要な時期であったと思うんですが、やはり町長全ての事業の検証はできないかもわかりませんがというような答弁がありますが、やはり町のする事業は全て検証して、その検証に基づいて次のステップがあると私は思いますので、そこらのところもう一度十分検討していただいて、考えていただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。

議
町

長 町長

いま少し言葉が足りなくて、伝わらない部分があったかもわかりませんが、検証というのは内容のさいはあると思いますけど、それは私共いわゆる担当課で全てやっているという

ふうに私は思っております。それに基づいて先ほどその上にと
いうようなことでお答えしたつもりでございますので、全てに
おいて検証ができていないというのではなくて、検証はしてお
るけれども、その議員がおっしゃるようないわゆる行政評価で
ありますとか、いろんな数値目標を事前に提示して、年度内に
どれだけできたかというような、いわゆるシートのことはで
きていないというようなことでございますので、このあたりで
ご理解をいただけたらと思います。

議 長
7 番 議 員

北山議員

第2点目に入ります前に、やはり検証ということ、町長は全
て担当課でできておるといような認識をもっておられます
が、私が端から見さしてもらっている限りでは、やはり検証は
できているとは思えませんので、そこらのほどよろしく願い
いたします。

それでは第2点について質問をいたします。第2点目は新病
院及び保健センター（仮称）の経営収支はどのようになっている
のかという通告をしました。その後に美波町町立病院建設検
討委員会の会議録を読ましていただき、各委員が真剣に議論し
ていただいていることを強く感じました。特に新病院の収支試
算については、出席された全委員が町が示した原案について根
拠が甘い、人口減少に考慮すべきであると、また身の丈にあっ
た病院を等々いろんな意見が出されています。病院建設には組
織・機能・運営が決まり、設計段階に入るべきと考えます。そ
こで町は各委員が出された意見をどのように整理されているの
か、またそれをもとに町の原案のどこを改善されるのかお聞か
せをいただきたいと思えます。

次ぎに保健センターについてです。運営内容について、その
組織・機能・運営全てまだあきらかになっていません。保健セ
ンターは後からでいいのか、新病院と連携して一緒に考えてい
かなければならないのではないですか。すみやかに全体計画を
つくり、経営収支を見極める作業が必要だと思えます。美波町
立病院建設検討委員会では、このところについてどのように取り
扱うのかお聞かせを願いたいと思えます。

議 長
総務企画課長

総務課長

ただ今のご質問にお答えさせていただきます。美波町立病院
の収支につきましては、美波町立病院建設検討委員会の検討委
員会からの中間報告書にもありますが、継続審議とさせていただ
いております。これは議員おっしゃられたように、平成24

年11月14日に開催されました第3回の検討委員会の審議の中で、収支見込みについて試算が少し大まか、甘過ぎるのではないかとのご意見がございまして、収支見込みのみを継続審議とさせて頂いているところであります。

現在、試算の最終調整に入っておりまして、整い次第審議会にてご審議を頂くことといたしております。大まかな見込みといたしましては、美波町立病院整備方針（中間報告書）にあります運営計画の入院患者1日平均43人、外来1日平均105人で試算いたしましても赤字決算となります。開業年度から大きくなる減価償却費を除いて考えますと5年間程は厳しい資金運営が求められますけれども、6年目以降は資金繰りに支障をきたすことは避けられる見通しとなると考えられております。

何れにいたしましても、経営の安定として基本となりますのは、入院及び外来の患者数となりまして、それには病院スタッフの確保、特に医師の確保が重要な点となります。

次に、保健センター（仮称）の収支計画についてでございますが、保健センター（仮称）ではございますけれども、については医療機能だけでなく保健・福祉の機能を持たすことから、全体として収支見込みを出すことはいたしませんけれども、診療所についてはある程度の見込みを立てることといたしております。現時点では診療所機能のあり方について、検討委員会での検討も未だ行っていないということでございますので、お答えすることが出来ませんが、検討委員会のご審議を頂いた後には、公表させて頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議長 北山議員

7 番 議 員

それでは再問をさせていただきます。美波町立病院建設検討委員会の第3回の中で、収支試算については継続審議になっているんだというような、そういう答弁と赤字、当初から赤字試算になるというような答弁がありました。先ほども言いましたように、議事録を見せていただいて、いろんなこう1回2回3回といろんな委員さんらが真剣に意見を述べていただいております。その委員さんの意見をやはり町の方は整理をして、どのような病院にしていくのか、これを検討しなければならないと思います。ただたんに最初から赤字になる、これの甘いということだけ、こういう意見もありましたが、いろんなこう意見があって、その意見をやはり町としてはまとめて、最終どういう病院にしたらいいのかっていうようなかたちに繋げていかなければ

ればならないと思いますので、そこらの整理はされているのかどうか、最後お聞かせを願いたいと思います。

それと保健センター（仮称）についても答弁がありました。診療所単独の収支は出せるが、全体的なのは出せないというような答弁がありました。全体の保健センター、保健センターが病院と診療所に全体にまたがるというような私は認識をしておいたんです。そういうような答弁もあったやに記憶をしております。ただ診療所のみが保健センターで、病院の方は保健センター的なこととは無関係というようなかたちになるっていうのは少しおかしいのではないのかなあと、病院及び診療所で一緒にやれるもの、そこらは当然一緒に計画をしていかなければならない、尚且つ収支についても全体計画の中で考えていかなければならないんでないのかなあ、そのように感じます。また基本設計・実施設計の話もあります。あの収支計算と設計とが別々というようなかたちに今現在なっていくやに感じますが、やはり収支がちゃんとした収支ができた病院、これについて設計、こういう病院になるんだということが決まった後に、設計に入っていくというようなかたちになるべきだろうと思います。今町が行っているのはなんかこっちをやり、あっちをやり、こっちも進んでいくというような全てが連携された中で進んでいっておるといような感じがしませんので、そこらのところを再度お聞かせを願いたいと思います。以上です。

議 長
総務企画課長

総務課長

お答えさせていただきます。新病院の建設に当たりましては、先ほども申し上げましたけれども、病院の建設検討委員会の中でご審議をいただきまして、美波町立病院の整備方針というのをまとめていただいております。この中に運営計画というのがございまして、どういったかたちの病院を目指すかということはこの中に記載されておりました。将来は療養病床にも対応できるそういった病院としての位置づけもこの中に記載されております。そういった中で今回病院の建設の設計業務というのを発注いたしているところでございます。それで現在継続審議ということで、収支についてまだ調整というかたちでございましてけれども、これにつきましては検討委員会の中でいわれました今後10年以上の計画の中で、試算的な面で入院収益でありますとか外来収益が、前段といいますか11月に出さしていただいた中では収入金額があまり変わらないというかたちで出さしていただきまして、細かい話しなんですけれども、これ

についてはやっぱり人口減少の中で外来者・入院患者も減るであろうと、そういった見込みができていないでありますとか、もちろん材料費とかもやっぱりそういったものにつられて減ったりですね、それから診療単価につきましても今までに診療単価は若干ながら上がったり、これは制度的にも影響されるものでございますけれども、そういった見込みもできていないってということで、現在そういったご意見に対して調整をさせていただいているところでございます。それと保健センターにつきましては、議員おっしゃられる内容でございますと、診療所機能と保健福祉、この内容については今現在検討中ではございますけれども、これを一体としてまあ収支見込を出されてはどうかというようなご質問と思っておりますけれども、行政的には診療所につきましては診療所の特別会計といったような、ほういった中での会計処理になろうかと思っております。それでこの分につきましては、もちろんある程度の試算を行いまして、どういった経営状況になるか、それから阿部診療所もでございますけれども、ほことはまた違った内容にはなろうかと思っておりますけれども、そういった検討、ただ保健福祉については現在役場の中にそういった機能を持たして対応している業務もございまして、これのどれだけの分を保健センター機能をもたすかっていうところもございまして、福祉の面につきましてはなかなかつかみにくいといえますか、それに対する何ていいますかね、検討と収支についてなかなか難しいものがあるということで、診療所機能についてはさしていただくということでお答えさせていただきました。以上でございます。

議長 北山議員

7 番 議員

それでは再々問をさせていただきます。全ての内容が建設検討委員会で議論をされているから答が出来ないというような、そういう答弁であったやに思います。また委員からの意見については整理されていないのかなあと答弁がないところを見ると整理されていないのかなと思います。中でもいろいろ委員さんから意見が出されております。将来療養型というようなかたちにしていくというような、そういう話もありましたが、委員の中では海部病院が急性期病院の計画を立てているので、後の町立病院については療養型をお願いするというような、そういう意見もありました。また災害時の拠点病院にするというような町の計画についても十分な面積を有していないので、ここらは無理ではないのかな。ある方についてはいろんなことを考えるよ

りも、やはり身の丈にあったような、そういう病院にすべきではないのかなあ。そこらの出た意見を考えますと、やはり最初から建設当初から赤字になるようなそういう収支試算っていうのは少しおかしいのではないかなあ、新しい病院になって2つの病院が1つになって、町民はある程度よくなっていくと、病院経営がよくなっていくのではないかというような感じ持っておると思います。そんな中で当初できたときから赤字っていうのにはやはり委員さんとしても、納得がいかないようなそういう内容であったやに思います。またそれも含めて今までずっと引きずってきたといいますか、一般会計から多額の繰入があります。ここらについても今後新しい病院ではできるだけ提言していくような方策っていうのも当然考えていかなければならないと思います。最終、最終っていうか建設検討委員会に全てまかすのではなく、やはり意見が出されたらその原案を町として意見を聞き、町として改善をしていくべきだろうと思うんで、そこらのところ再度考えていただけたらと思います。最終病院、新病院あるいは保健センター診療所、ここらの収支がいつぐらいい出るのか、最終そこらを教えていただけたらと思いますんで、よろしく願いいたします。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

病院の収支についてでございますけれども、先ほど赤字ということでお答えさせていただきましたけれども、これにつきましては赤字なんですけれども、詳しくいいますと減価償却費、これも先ほど答弁させていただいたんですけれども、減価償却費を除く、除くべきものではないんですけれども、実際資金としては必要では、帳簿上は必要なんですけれども、現金としてはいらないということで、原価償却費を除けて、除いて考えますと、資金振りの的にはまあとんとんと、初めの5・6年はとんとんで、後はちょっと余裕が出てくるというような、そういった計画になっています。ですからたちまち赤字っていうイメージ的には悪いんですけれども、帳面上は赤字ですけれども、資金振りのにはある程度健全な経営ができるんじゃないかということで、現在考えております。

それと保健センターにつきまして、いつごろに収支の計画ができるかということでございますけれども、これにつきましては、検討委員会の中でその機能についてどういった機能を持たすかっていうところとの整合性もでてきますので、ただ収支だけが先走ることができませんので、町長の方からも答弁があり

ました8月ぐらいを目途に保健センターの設計を発注ということになっておりますので、それまでにはもちろんその機能、こういった機能をもたすかっていうことを決めなければならないので、それに付随して収支も計画を立てるということでご理解いただけたらと思います。

議 長
7 番 議 員

北山議員

第3点目に入ります前にやはり1点申し述べたいと思います。建設検討委員会の中でも、どういう機能を持たすのかを考えて、それに基づいて収支を考えるというような話がありましたが、やはり検討委員さんについても検討委員さんらは、この機能を持たしたやり方でいけるのかどうか、そこらが見積もりが甘いのではないかなあってというような意見を出されていたやに思いますんで、やはりまず収支がちゃんと健全にいけるような、それが病院を運営する段階でもちゃんとこれは確実にこうなりますというような、ただ大きな目算、根拠のないような目算っていうんでなしに、やはり現実病院が稼動した段階で、こういうちゃんと収支と合致するような、そういう収支試算をつくっていただけたらと思いますんで、よろしく願いいたします。

それでは第3点目に入りたいと思います。第3点目は教育委員会の会議録についてお聞きします。会議録は町民に対する情報公開のいちおくを担う重要なものだと考えますので、お聞きします。

昨年12月25日の教育委員会定例会でいじめ問題が議論されるということで、同僚議員と傍聴にいきましたが、プライバシーにかかわる事案なので非公開としますということで退席しました。後日会議録を見ると、議事の経過概要の欄に非公開での案件について教育長が説明し、議論したとだけ書かれており、何の議案が議論され、どのような結果になったのか何も分かりませんでした。これでは教育委員会での会議録としての意義を果たせていないと思います。そこでまずお聞きしたいと思います。会議録作成は、何のために作成すると考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

次に12月議会で同僚議員が会議録のホームページでの公開を求める質問をして以後、12月教育委員会定例会の会議録は今までの会議録とは全く違い、会議の内容が分かりやすくなっています。これはホームページでの公開のため変えたのですか、ホームページの話しがなかったら変わらなかったのです

か。おかしいとは感じませんか、ホームページに関係なく、分かりやすい会議録作成に心がけるべきと考えます。それはさておき同僚議員への答弁で、ホームページで公開できない理由はない、次回の定例会で意見を聞き判断するといわれましたが、結果はどのようになりましたかお聞かせ下さい。

次に教育次長は12月議会で非公開での会議以外は会議録を作成し、公開請求があれば公開すると答弁されました。また2月8日の会議録の閲覧にいったときも、秘密会の会議録はないといっていました。議会では会議録は町議会の公式記録であり、会議の顛末を記録を唯一の証拠書類であり、また一面町行政の歴史であるということで、数多い町の書類の中でも最も重要な書類と位置づけ、永久保存扱いとされると教えられています。教育委員会も教育委員会会議規則で会議録について明記されている以上、同じだと考えます。よって非公開時の会議録も当然作成すべきと思いますが、考えをお聞かせ下さい。

次に会議の公開についてお聞きします。教育委員会会議規則では、会議の公開について、会議についてこれを公開とする。ただし委員長または委員の発議により、出席委員の2/3以上の多数で議決したときは、これを公開しないと明記されています。しかし、現実には教育長の発言だけで、議決もせずに公開にしています。これは間違いだと思います。会議規則に基づいた運営をすべきと考えますが、どうですか、お聞かせ下さい。

議 長
教 育 次 長

教育次長

それでは北山議員さんのご質問に答弁いたします。まず会議録はどのような、会議録は何のために作成するのかということですが、会議録につきましても審議経過や結果を公文書として残す、あるいは前回の決定事項を確認する資料としての役割があると考えております。

次にホームページの掲載につきましても、先ほど議員さんもおっしゃられましたように、12月議会において影山議員さんの質問を受けまして、答弁した中で12月定例会におきまして定例会の中で前向きな議論をしてまいりました。掲載につきましても、委員さん全員ホームページの掲載については異議はございませんでした。しかしながら会議録の中身につきましても、今現在会議録、会議規則にのっとった会議録となるような努力をしております。というのは会議録を作成するにあたり、用字の統一、用いる字と書きますけれども、用字の統一や倒置表現、無意味語の整理、話し言葉のある程度整えるなど修文の徹底を、

今、試行錯誤しながら作成をしていただきますので、まずその会議録の作り方というのがきちりとしたものができしだいに掲載につきましてはしていきたいと考えております。

それから非公開の件でございますが、非公開につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりまして、人事に関する事件、その他の事件について議員さんおっしゃられましたように出席議員の2/3以上で議決されたときは、秘密会にできるとされております。それからその会議録につきましては、個人情報観点から会議録につきましては作成はいたしておりません。記録というものはっております。その公開につきましては、その会議の性質上公開できる部分は非常に少ないと思っておりますが、一般論といたしましては内容にもよりまして、情報公開条例に照らし合わせて公開できる部分がありましたら、公開をしたいと考えております。

それから非公開の議決でございますが、教育長の発案によりまして、発議によりまして議決をしておりますが、この部分につきましては、会議録に掲載されていないところがあるかと思っておりますが、実際はその会議規則どおり発議をして議決を得ておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議 長 北山議員
7 番 議 員

会議録の作成は何を、何のために作成するのかということについて、公文書として残すからと、資料、後日内容を見るためにというような答弁がありました。これとは別にやはり会議公開の原則を全うするためということもあろうと思っております。また公式記録、先ほど次長もいわれてましたが、公文書として作ることによって、その会の信憑性の裏付けというようなことにもなるんだろうと思っておりますので、そこらを認識をしていただきたいと思います。次ぎにホームページにいつ掲載されるのか、そこらは議事録の調整ができてというような話がありましたが、やはり会議録を何でつくるのかということが次長はあまり理解されていないのではないのかなあ、これはホームページに載せるからその中身をちゃんとするのではなくて、やはりホームページに載そうが載せまいが会議録っていうんはちゃんと整備をするということ。これが教育委員会が公の会であるということの裏付けだと思っておりますので、そこらのところいつになるかホームページに掲載されるんはいつになるか分からないというような答弁でしたが、できるだけ早急にさせていただきたい

と思います。次ぎに非公開時の会議記録、これは作っていないというような記録は残しているが、会議録は作っていない。これもおかしいと思います。やはり先ほど次長もいわれたように、公文書として残すわけなんで、やはり人に見せるから見せないから、見せないためにつくらんというようなそういう答弁があったやに思うんですが、これは公文書なんで当然公開をしようがしまいが会議録は作るべきだと思います。当然議会でもそのことについてはいろいろ書かれておりますんで、教育委員会も同等だと思いますんで、そこらの認識を改めていただきたいと思います。

最後に会議規則に基づいて非公開については会議規則に基づいてやっているんだというような、そういう答弁がありましたら、私が傍聴させていただいた12月25日の定例会、この時のを見させていただきましたが、このときに採決はされていなかったと思います。そこらのところ再度ご意見、考えを聞かせていただきたいと思いたすんでよろしくお願ひします。

議 長
教 育 次 長

教育次長

まず始めに会議録の認識でございますが、この12月議会での質問、今回の質問を受けまして、私個人的にも会議録について少し勉強させていただいた次第でございます。職員として認識はもちろんしておりましたが、より一層会議録についてはですね、公開ということを入れて作成をしたいと考えております。

それからホームページにつきましては、議員さんもおっしゃられましたように、ホームページに掲載するかしないかということよりも中身について充実したものを作りたいということで、ホームページは不特定多数の方が閲覧されますので、少しでも個人情報とか不利益になるようなことが書かれていれば、非常にその多大な不利益を与えるということで、普通に公開する以上に神経を尖らせて行かなければならないと思っております。その意味でももちろん掲載しなくてもそういう個人情報というのは守っていかなければいけないと考えておりますが、その作成について先ほど申しました修文ですね、文を直すということに対して、徹底したことを今試行錯誤している状態でございますが、やっていきたいと考えておりますので、掲載時期につきましてはここで申し上げられませんが、少しお時間をいただきたいと考えております。

非公開の時の会議録でございますが、これはやはり会議録と

しては作るというのは私は思っておりません。記録としては残すということはありませんけれども、それを公開するしないにつきましては、先ほど申し上げました情報公開条例に照らし合わせて考えて行きたいと思っております。

それから会議規則どおりの議事運営がされていないのではないかということでございますが、非公開のときにはあらかじめこの議題については非公開とさせていただきますというふうなことを事前申し上げるときもございますので、傍聴に来られたときは、そういう手を挙げる、挙手をしてというふうなことはなかったと思いますが、事前に委員さんのご了解を得ておりますので、この点につきましては会議規則にのっとっているというふうに理解しております。以上でございます。

議 長 北山議員
7 番 議 員

もう3問目で最終になるんですが、やはり次長少し認識を改めていただければならないと思います。ホームページについても、掲載するしないによって中身を変えるんでない、次長もそれらしきことは言うていますが、今までの記事録を見せていただいたときに、そこらかわっていくような状況は全く見られんのですよ。今回同僚議員がホームページの質問をして以後、12月の会議録はまったく、今までの会議録とは話しにならないほど分かりやすい内容の会議録になっています。ほういうことからして、ホームページに掲載するということになってはじめて中身が充実さそうというようなことになったとしか考えられんのですよ。本来は今までもずっとやっていかなければならないことを、やらずに今ホームページの問題が上がって変わったというようなかたちなんで、そこらはもう少し認識を変えていただきたいと思えます。

次に、非公開時の会議録の件なんですけども、これについても会議録は残さずに記録は残す。この答弁自身でもおかしいと思えます。会議録自体が公文書になるんですから、公開するしない、こういうことは問題ではないんですよ。公開しなくても公文書として会議録はのこさなければならぬということになると思えますんで、そののところも十分また勉強いただけたらと思えます。

それと最後、会議録に基づいた会議の公開について、これも前もって委員さんについてあるから会議規則に基づいているんだというような、そういう答弁がありました。が、会議規則では一番最初にもいいましたが、委員長または委員の発議により、

出席委員の2／3以上の多数で議決したときは、これを公開しないということになりますので、前もって了解を得たいうんは会議規則にはまったく明記されておりません。ひとつ例をいって私の質問は終わりたいと思いますが、地方自治法でこれは議会のことなんですが、会議の公開について第115条で明記をされています。それを長野史朗先生書の逐条地方自治法というので、内容の解釈を見ますと、秘密会を開く場合の発議および議決について、特別の要件を設けているのは秘密会が会議公開の原則に対する重大な例外だからであって、秘密会を解くことは原則にかえることなんで、通常の過半数議決で足りる。これは行政実例にも書かれております。また会議公開の原則の例外たる秘密会の開会は、必要最小限に務めるべきであって、採択まで秘密会にして行うことは適当でないと書かれております。行政にとって、会議の公開は原則だと思いますので、そこらのところ十分研究・検討して今後運営をしていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。以上です。

議

長 以上で北山議員の一般質問は終了いたしました。

本日の日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労様でした。

(時に 11時45分)

3月14日（木）

（時に 11時40分）

議

長 只今の出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、休会前に引き続き本日の会議を開きます。

本日、町長から議案第47号 平成24年度美波町一般会計補正予算（第6号）が、提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思います。また、日程の順序を変更し、先に審議したいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なし）

「異議なし」と認めます。

議案第47号 平成24年度美波町一般会計補正予算（第5号）を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第47号平成24年度美波町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長

町

長 本日、追加提案させて頂く議案のご説明を申し上げます。この後、ご審議を頂きます議案第47号「平成24年度 美波町一般会計補正予算（第6号）」であります。歳入歳出の総額に変更はなく、予備費から総務費へ8,720千円を組み替えた補正予算といたしております。

追加となる補正の主なものは、田井団地訴訟の判決の確定に伴う弁護士への成功報酬2,520千円及び損害賠償金6,200千円であります。この田井団地訴訟については、諸般の報告でもご報告させて頂いたとおり、この度の最高裁判所の決定により、損害賠償金の額が確定されております。つきましては、損害賠償額の支払いについて早急に手続きを進める必要があるため、その経費に係る予算について提案させて頂くものでございます。以上、簡単ではございますが提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議

長 詳細についての説明をお願いいたします。

総務課長

総務企画課長

（議案第47号の説明をする）

議

長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。
質疑内容ですので、質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。
「討論なし」と認めます。
これから議案第47号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11・反対 0)

「起立全員」です。

議案第47号は、原案のとおり可決されました。

日程第1、委員長報告を行います。本議会に提出され各常任委員会に付託されております議案を議題といたします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長

2 番 議 員

総務産業建設常任委員会報告を行います。3月6日の本議会におきまして、本委員会に付託されました議案につきまして、3月12日、全委員と委員外議員多数の出席をいただき慎重審議の結果、総務産業建設常任委員会における審査の結果をご報告申いたします。

先ず、議案第7号から議案第16号までの10議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法の施行に伴う条例制定及び条例の一部改正となっております。

平成25年度美波町一般会計予算については、歳入歳出の総額をそれぞれ46億1千2百万円といたしており、前年度当初予算との比較では、金額で3千2百万円、比率で0.7%の微増となっております。

財源については、歳入全体の自主財源は、978,374千円21.2%と少なくほとんど国・県に依存3,633,626千円78.8%とした財源となっております。

審査の過程におきまして、地籍調査事業に質疑があり、場所につきましては海岸近辺の住宅密集地区及び山林部の境界保全が必要なところから着手する。日和佐地区では日和佐浦の一部、奥河内字本村、由岐地区では西由岐字西・東、港町字西・東、西の地字西地・東地の5地区については準備行程、赤松新発谷地区については、現地調査、一部測量の実地するというところで、

面積は3,93km²を予定しています。併せて、地籍調査の前段の事業で、地震及び津波対策の必要な都市部及び住宅密集地区において、出来る限り早期に地籍調査を完了することを目的として、国直轄の都市部官民境界基本調査を国に要望して実施するとしております。このほか主なものとしては、公共施設再生可能エネルギー導入事業、青年就農給付金、有害鳥獣対策交付金、非常備消防詰所の高台移転、自主防災会連合会補助金などの質疑がありました。

審議の結果、報告第1号株式会社道の駅日和佐の事業報告について、議案第4号過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、議案第5号町道路線の認定について、議案第6号美波町玉厨子農村公園の指定管理者の指定について、議案第9号美波町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第10号美波町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、議案第11号美波町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について、議案第12号美波町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第15号美波町水道法施行条例の制定について、議案第17号美波町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号美波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号美波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号美波町都市計画審議会条例の制定について、議案第27号美波町飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第34号平成25年度美波町一般会計予算（総務産業建設常任委員会関係）、議案第38号平成25年度美波町赤河内財産区特別会計予算、議案第39号平成25年度美波町簡易水道事業特別会計予算、議案第40号平成25年度美波町漁業集落排水事業特別会計予算、議案第41号平成25年度美波町公共下水道事業特別会計予算、議案第45号平成25年度美波町水道事業会計予算の計20件につきましては、3月12日委員5名出席のもと審議の結果、総務産業建設常任委員会は原案のとおり承認及び可決いたしましたので、ご報告いたします。

以上で、総務産業建設常任委員会報告を終わります。

議長 続いて、文教厚生委員会委員長の委員会報告を求めます。
委員長

番 文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

3月6日の本議会におきまして、本委員会に付託されました議案につきまして3月13日翌14日の両日、全委員と委員外議員多数の出席をいただき慎重に審議いたしました。文教厚生常任委員会における審査の結果をご報告申し上げます。

議案第7号美波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（条例第1号）、議案第8号美波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について（条例第2号）、議案第13号美波町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について（条例第7号）、議案第14号美波町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について（条例第8号）、議案第16号美波町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第10号）、議案第21号美波町学校施設における夜間照明施設の設置及び管理に関する条例の制定について（条例第15号）、議案第22号美波町町民グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について（条例第16号）、議案第23号美波町立日和佐幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について（条例第17号）、議案第24号美波町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第18号）、議案第25号美波町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について（条例第19号）、議案第34号平成25年度美波町一般会計予算（文教厚生常任委員会関係）、議案第35号平成25年度美波町国民健康保険事業特別会計予算、議案第36号平成25年度美波町住宅改良資金貸付特別会計予算、議案第37号平成25年度美波町育英奨学金貸付事業特別会計予算、議案第42号平成25年度美波町介護保険事業特別会計予算、議案第43号平成25年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計予算、議案第44号平成25年度美波町後期高齢者医療特別会計予算、議案第46号平成25年度美波町病院事業会計予算、計18議案につきましては、審議の結果、文教厚生常任委員会は、原案のとおり可決いたしましたので、ご報告いたします。

なお議案第46号平成25年度美波町病院事業会計予算につきましては、委員から予算見積もりに異議があり、討論・採決の結果、可決されました。

以下、審査の過程におきまして質疑等のありました事項について、主なものについて、その概要を申し上げます。

日和佐幼稚園の授業料及び保育料並びに入園料は、同一世帯から3人目以降の幼児は免除する。また、保育園の保育料も徴収規則で改正する予定である。

美波町児童館の運営委託料、開館時間について、パート職員を1名増員し開館時間を9時30分～8時30分に一時間早めた。

由岐地区の現在由岐公民館の2階にある機能訓練室を由岐地域交流支援センターに移行し、運営を美波町社会福祉協議会に委託する。これについては広報・福祉協議会のお知らせ等で周知を図っていく。

このほか、海部老人ホーム、郡特養老人ホームの状況、インフルエンザ予防接種の子ども・学生等に補助の検討、今後津波に備えた町営住宅の高台への移転、学校施設における夜間照明施設の利用、定住自立圏内における図書事業の推進についての質疑等がありました。以上で、文教厚生常任委員会報告を終わります。

議

長

以上で両委員長報告は終わりました。

質疑に移ります。委員長報告に対する質疑を許可します。意見のある方は挙手願います。

質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

小休します

(時に 12時05分)

(小休中)

(時に 12時05分)

再開します。

北山議員

7 番 議 員

私は委員会でも反対しましたので、全体のことでという話なので、病院事業、25年度の病院事業について反対をいたします。まず理由としましては、委員長も報告でありましたが、見積もりについての問題という報告がありましたように、やはり予算は適正な見積もりで作成をするべきと思います。委員会の議論の中でも分かりますように、この病院会計については収入について、あるいは支出について、双方について過大な見積もりで見積もられていると思います。自治法でありますように行

政の執行については最小の経費で最大の効果をあげなければならない、あるいは予算作成については収入は厳しく支出はほどほどっていうんですか、ほういう原則もありますんで、そういうことからしてこの病院、25年度の病院事業については反対をいたしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議

長 他に討論ありませんか。

「討論なし」と認めます。

これより採決を行います。

報告第1号及び議案第4号から第27号、議案第34号から第46号までを一括採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会へ付託しておりました、報告第1号及び議案第4号から第27号、議案第34号から第46号、計38件に対する委員長の報告は小休します。

(時に 12時07分)

(小休中)

(時に 12時08分)

議

長 再開します。

総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会へ付託しておりました、報告第1号及び議案第4号から第27号、議案第34号から第45号、計37件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成 11・反対 0)

起立多数です。

報告第1号及び議案第4号から第27号、議案第34号から第45号まで、計37件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

議案第46号平成25年度美波町病院事業会計予算を採決します。賛成の方の起立を求めます。

(賛成 10・反対 1)

起立多数です。

議案第46号は可決されました。

日程第2 発議第1号美波町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

新開議員

1 2 番 議 員

発議第1号、美波町議会議長 坂口進殿。平成25年3月14日提出、提出者、美波町議会議員 新開悦博、賛成者、美波町議会議員 江本昇、影山美雄、川尻竹蔵、永本善次郎、丸龍孝敏、北山朝彦、向山篤宏、岩瀬公、坂口進、寺下博子、舛田邦人。美波町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。美波町条例第22号 美波町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例、美波町議会議員の定数を定める条例（平成18年美波町条例第4号）の一部を次のように改正する。本則中「14人」を「12人」に改める。附則、この条例は、次の一般選挙から施行する。

内容について、美波町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（平成18年美波町条例第4号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由、国の財政は、毎年度の巨額の財政赤字と、依然として高水準にある長期債務残高など国・地方とも引き続き極めて深刻な状況にある。本町においても、町の財政状況が厳しさを増す中、美波町議会としても行財政改革を推し進めるため、また、他町の状況等も考慮して、議員自らが、議員定数の削減を行う本案を提出するものである。

議

長

全議員が賛成議員ですので、討論も質疑もなしといたします。

発議第1号を可決することに賛成の方、起立願います。

（賛成 11・反対 0）

「起立多数です。」

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 発議第2号美波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

新開議員

1 2 番 議 員

発議第2号、美波町議会議長 坂口進殿。平成25年3月14日提出。提出者、美波町議会議員 新開悦博、賛成者、美波町議会議員 丸龍孝敏、江本昇、向山篤宏、北山朝彦、寺下博子、舛田邦人。美波町議会議規則の一部を改正する規則の制定について。上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。美波町規則第2号 美波町議会議規則の一部を改正する規則。美波町議会議規則（平成18年議会議規則第1号）の一部を次のように改正する。「第14章会議録（第114条・115条）目次中、第15章議員の派遣（第116条）を、第16章補則（第117条）」「第14章公聴会（第114条―第119条）第15章参考人（第120条）第16章会議録（第121条・第122条）に改める。第17章議員の派遣（第123条）第18章補則（第124条）」第16条第1項中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。第71条第2項中「第109条の2第3項」を「第109条第3項」に改める。第16章中第117条を第124条とし、同章を第18章とする。第15章中第116条を第123条とし、第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改め、同章を第17章とする。第14章中第114条を第121条とし、第115条を第122条とし、同章を第16章とする。第13章の次に次の2章を加える。第14章公聴会、（公聴会開催の手続）第114条議会議長が、法第115条の2第1項の規定により、会議において公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。2 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。（意見を述べようとする者の申出）第115条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を議会議長に申し出なければならない。（公述人の決定）第116条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から議会議長において定め、議長は、本人にその旨を通知する。2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。（公述人の発言）第117条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。2 公

述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。（議員と公述人の質疑）第118条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。（代理人又は文書による意見の陳述）第119条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。 第15章 参考人第120条 議会が、法第115条の2第2項の規定により、会議において参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。2 議長は、前項の場合において、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。3 参考人については、第117条《公述人の発言》、第118条《議員と公述人の質疑》、第119条《代理人又は文書による意見の陳述》の規定を準用する。附則、この規則は、公布の日から施行する。

提案理由、「地方自治法の一部を改正する法律」が平成24年8月29日に成立した地域主権改革一括法の施行による条例の一部を改正する法律の公布に伴い、「法第115の2第の規定により、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとする。」規定が新たに設けられました。

このことにより、美波町議会会議規則に規定するものであります。

- 議長 説明が終わりました。質疑を行います。
質疑ありませんか。
永本議員
- 5番議員 質疑でないんです、さっきあの方提出者から 一字抜けておりますのでね、120条のところ、議会が、法第115条その次の条・・・
- 議長 他に質疑ありませんか。質疑を終わります。
討論を行います。討論は、ありませんか。
「討論なし」と認めます。
これから、発議第2号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11・反対 0)

「起立全員です。」

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思っておりますがご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

日程第5 常任委員会等の閉会中の継続調査申出書について議題といたします。

各常任委員長から所管事項のうち、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

それぞれ委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。平成25年第1回美波町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

(時に 12時24分)

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 25 年 5 月 / 日

美波町議会議長

坂口 進

議会議員

永本善次郎

議会議員

丸龍孝敏